

(第七部)

參議院國民福祉委員會會議錄第十二号

平成十二年三月二十一日(火曜日)
午後二時二分開会

委員の異動
三月二十一日

浅尾
一郎君

理
事

委員

補欠選任

狩野
安君

田浦
直君

勝木
健司君

小池
晃君

久野
恒一君

中島
啓進

南野知惠子著

凌厲一郎著

佐藤
泰介君

柳田
稔君

井上
美代君

入澤
肇君

西川きよし君

國務大臣

第七部 国民福祉委員会会議録第十二号 平成十二年三月二十一日 [参議院]

朝日」で福島県の病院との疑惑が取りざたされていますし、「隕の真相」という雑誌の今発売されているものにも何かちょっと書かれているようですが、国民の安心を預かる厚生大臣にもしそうなことがあるとすれば大変問題だと思いますので、きょうは年金の質疑に集中したいと思いますし、これはいすれまた調査をして、必要があれば質疑をさせていただきたいと思います。

さて、繰り上げ支給の減額率の件を前回も議論させていただきましたが、資料要求に対してくださいほど厚生省から資料をいただきました。賃上げ率二・五%，物価上昇率一・五%で賃金スライドの場合、それから賃金スライドを入れた場合と入れない場合、そして予定利回りを三・五から五・五にした場合の一覧表をいただきました。これは先日私が参考資料として、きょうも公聴会で公述人としておいでいただいた一橋大学の高山教授が試算された表とほぼ一致するものだと思います。

そこで、大臣にお尋ねしたいと思うのですが、これまで四二%はひど過ぎるから三五%程度というお話をでしたが、大臣として、その後どういうふうに検討されて、今どの程度お考えになつておるか、お尋ねをしたいと思います。

○國務大臣(丹羽雄哉君) まず、きょうの一部の雑誌のことについてお尋ねしますが、これは私自身全くあずかり知らないところで書かれたものでござります。元秘書が、私設秘書でござりますけれども、知人から依頼されまして、字のうまい元事務員に書かせてお渡ししたようございます。このような事実を知ったのは最近のことですけれども、私自身はその調剤薬局も紹介相手の病院も全く面識がありません。知りません。しかし、いずれにいたしましても、私の知らないところで書かれたものでございますが、整率な行動であり、十分に監督が行き届かなかつたことにつきましては遺憾

に思つておるような次第であります。

たゞ、私の方で代理人として弁護士を三十分以上インタビューに応じさせたわけでござりますが、一行もこのことが載つておらないわけでございまして、余りにも一方的な意図的な内容になつておるわけでございますので、今後、弁護士と相談いたしまして私の名誉回復のためにあらゆる必要な措置をとりたい、このように考へておるよう次第であります。

本題の老齢基礎年金の繰り上げ減額率につきましては、さきの臨時国会の衆議院厚生委員会におきまして、老齢厚生年金の一階部分の支給開始年齢の引き上げにあわせて、新規裁定者につきましては平成十三年、つまり一〇〇一年度から見直す方向で早急に検討を進めると答弁をいたしております。

その際に、昭和三十六年当時から用いた生命表以降の平均余命の伸びを考慮すれば、繰り上げ減額率は、現在四二%のところが、あらあら三五%前後となる旨お答えしたところでございますが、御主張及び本委員会におきます御議論の経過を重く受けとめ、また繰り上げ減額を選択した方とそうでない方との公平、あるいはスライド率、死亡率なども総合的に勘案した上でさらに引き下げる方向で検討してみたいと、このように考へておるような次第であります。

○今井澄君 先ほど、「週刊朝日」のことはきょうはやらないといふつもりで、ただいざれと申し上げただけなんですが、秘書かというのは、これはもう国民には全く通らない話なんですね。私も私の知らないことを秘書がやつっていることだつてありますけれども、それは全部やつぱり国会議員の責任になるというのは常識ですし、そのところはちよとあれだと思いますが、この問題、私どももきちっと調査を十分しまして、他の問題等も含めてまたやります。

さて、今十分お考へいただくことで前向きの御答弁をいただいて、これは国民にとっても年金受給者にとつても大変喜ばしいことだと思ひます。

ますが、その際、私の方としても少し考え方をおつけして、ぜひその線でお願いしたいと思います。

きょう御提出いただいた①、②については、これはどういう根拠で計算されたかよくわからない

のであれですかとも、どういう学者がやつてもある程度客観的にもし表をつくるとすれば③、④

その場合に、賃金スライドを入れて考へるか入

れないので考へるかというの一つの分かれ目だと

思いますが、少なくとも賃金スライドについては、

今、既裁定者について過去五年間の分の賃金スライドが約束されているわけですし、そういうもの

を全く無視していいかどうかというの非常に大きな問題だと思いますし、私どもとしてはやはり

そのところを十分考慮すべきだということ。

それから、運用利回りですけれども、五・五と

いうのはこれはいかにも非常識だということはわかるわけでありまして、例えば年金福祉事業団が

財投から借り出しての運用などが赤字になるのも

そういうところにあるわけですし、今後の経済成

長率をどう見込むか、平均二%と見るのかそれ以

上と見るのか。それから利率なんかも、今、金利

はゼロなわけですが、そこがどこまで上がること

を見るのか。世の中には物騒な調整インフレ論な

んかがありますけれども、やっぱりこれは国民に

とつても非常に好ましくない、日本経済にとって

も好ましくないわけで、そうなつてきますと、お

聴会の中でも大変強い意見が出されたわけです

が、しかし財源問題ということがなかなか改革に手がついていない、それが国民年金、基礎年金の国庫負担の二分の一問題です。三分の一から二分の一に上げるという問題。

これにつきましては、もう既に前回改正時に、平成六年、当時はまだ参議院厚生委員会という名前でしたけれども、そのときにも附帯決議がつき、それにせんべつ衆議院の厚生委員会でも附帯決議がつい、「基礎年金の国庫負担の割合について」では、所要財源の確保を図りつつ、「二分の一を日途に引き上げることを検討すること」となっており、厚生大臣はそれに対してもその方向で頑張るということをこの委員会でも言われたわけであります。

その後、政府としては所要の財源を確保しつつ、ということに対しても、どういう努力をしてこられたのか。それが今度提出されている法案、昨年出されたわけですから、附則第二条に「基礎年金について、財政方式を含めてその在り方を幅広く検討し」ということが新たに加わったわけですが、「平成十六年までの間に、安定した財源を確保し」とあるわけですね。

この安定した財源あるいは所要財源の確保ということについて、政府としてはこれまでどのようなことを検討し、どのような努力をされたのか、具体的にお答えをいただきたいと思います。

○國務大臣(丹羽雄哉君) 私はかねがね、委員も御案内のように、できるだけ早く二分の一に引き上げるべきだという考え方を持つておるわけですが、この考え方をいたさうとありますけれども、附則第二条に「基础年金について、財政方式を含めてその在り方を幅広く検討し」ということが新たに加わったわけですが、「平成十六年までの間に、安定した財源を確保し」とあるわけですね。

この安定した財源あるいは所要財源の確保といふことについて、政府としてはこれまでどのよう

なことを検討し、どのような努力をされたのか、

具体的にお答えをいただきたいと思います。

○國務大臣(丹羽雄哉君) 私はかねがね、委員も御案内のように、できるだけ早く二分の一に引き

上げるべきだという考え方を持つておるわけですが、この考え方をいたさうとありますけれども、附則第二条に「基础年金について、財政方式を含めてその在り方を幅広く検討し」ということが新たに加わったわけですが、「平成十六年までの間に、安定した財源を確保し」とあるわけですね。

この考え方をいたさうとありますけれども、附則第二条に「基础年金について、財政方式を含めてその在り方を幅広く検討し」ということが新たに加わったわけですが、「平成十六年までの間に、安定した財源を確保し」とあるわけですね。

この考え方をいたさうとありますけれども、附則第二条に「基础年金について、財政方式を含めてその在り方を幅広く検討し」ということが新たに加わったわけですが、「平成十六年までの間に、安定した財源を確保し」とあるわけですね。

この考え方をいたさうとありますけれども、附則第二条に「基础年金について、財政方式を含めてその在り方を幅広く検討し」ということが新たに加わったわけですが、「平成十六年までの間に、安定した財源を確保し」とあるわけですね。

この考え方をいたさうとありますけれども、附則第二条に「基础年金について、財政方式を含めてその在り方を幅広く検討し」ということが新たに加わったわけですが、「平成十六年までの間に、安定した財源を確保し」とあるわけですね。

中で見出すべきだという意見の方もある。いずれにいたしましても、さらに積立金のあり方などを含めて御議論をいただきまして、安定したものであります。

あるというような段階でできるだけ早く二分の一の実現を目指していきたい、このように考へているような次第であります。

○今井澄君 ですから、私は具体的にと申し上げたんですけれども、新たに財源を確保すると。二兆円となれば、増税をするか他の歳出を削つて回してくるかしかないわけですね。

○今井澄君 例えば、昨年、介護保険の見直しということで一千八百五十億円ですか、補正でも盛つた。簡単に一兆円ぐらいの金を動かしているわけです。あるいは、昨年もことしも当初の補正予算の中で五千億という公共事業の予備費というのを、使途を定めずに盛つているわけですね。ですから、そういうことから考へれば、一兆円規模のお金を動かすことはできないはずはないんです。

七千八百五十億円ですか、補正でも盛つた。簡単に一兆円ぐらいの金を動かしているわけです。あるいは、昨年もことしも当初の補正予算の中で五千億という公共事業の予備費というのを、使途を定めずに盛つているわけですね。ですから、そういうことから考へれば、一兆円規模のお金を動かすことはできないはずはないんです。

○今井澄君 ただ、これは単年度ではありませんから、単年度ではないところが問題なんですけれども、ずっととあるということなんですが、しかしそのところに手をつけることによって、例えば厚生年金の

保険料率、サラリーマンの保険料率は一%下がる

わけです。第一号被保険者の一万三千三百円は三百円下がるわけですね。そうすると、それだけで

も大きな負担の軽減ですし、その上に再構築をす

ると、そういうことは非常にやりやすいわけです。だから、そういう第一歩としてはこれは国民に安心し

てもらう意味で非常に大事なんですよ。

そうしますと、単年度、単年度、ここのこと

でそうやって一兆円近くのお金を動かしてきていい

われるわけですから、もう少し努力すれば二兆二千億

というお金は私は全然出てこない問題じゃないと

思ふんです。知恵の絞り方だと思うんですよ。

それから、もう一つあると思うんです。後で浅

尾委員の方から基金の問題を質疑いたしますが、百四十兆円あるいは百七十兆とも言われる基金の

取り崩しです。その基金をとりあげ取り崩しな

がら抜本改革に向けて一歩前進するということ

は、これは国民を安心させる上では、安心してもう意味、安心するというのは年金に対する信頼を回復するわけですからこれは非常に大きいわけですよ。その基金の問題も、これはとりあえず借りるのか、借りて当面のところの財源にする、する中で数年のうちに新しい財源を確保することもできるかもしれません。

もう一つの問題は、私は基金を取り崩して、それをそのまま充てるのも可能だと思うんですね。というのは、厚生省の財政再計算、二〇五〇年まで考えているわけでしょう。だけれども、二〇五〇年までなんか計画を立てられますか。ここにところも、五年前に計算したのが間違った、出生率が変わった、高齢化率が変わった、だから五年前の計算が合わないからと、いうのでまたここで大々的に見えるわけですよ。そのぐらい予測が狂つてきているわけです。

これだけ予測が狂つている中で、五十年後のことを考えて基金を大事に持つていて、持つていてだけじゃないです、さらにあやそうとすることが果たして適当なのか、というとを考えたら、むしろ今の経済を考えても、国民の年金に対する信頼を回復することを考えても、この貴重な国民の財産である基金を取り崩して基礎年金の国庫負担分を二分の一に上げるということは、これは政策的にも極めて妥当であると私は考えるわけです。

その辺はどうですか、大臣、基金を取り崩してでもとりあえずやることが大事だと思いませんか。

ただ、私どもは、若年世代の負担を軽減する、そういうことで少子高齢化社会に備えてできるだけ若い方々の負担を軽減する、という立場でございまます。

○今井謙君 そこで、基礎年金の問題で税方式のメリット、デメリット、実はこの議論をきちつと

していらないんですね、この委員会でまだ。どうしても無年金者の問題だと女性の問題であるとかいうことなんですが、幸いと申しますか、きょうの公聴会の中で、ある公述人から保険方式のメリットということでもつて税方式にするデメリット、また別の公述人からも税というのはどういう話が出たわけであります。

私はそのときにも申し上げたわけですが、も、税でやるということは生活保護と同じだ、これまでの救貧的な福祉施策と同じであるということで、例えば社会扶助方式と同じであるということが言われているけれども、私はそうではないと思うんです。というのは、例えば日本の社会保険方式は非常に特殊ですけれども、国民健康保険にしても今度の介護保険にしても半分税が入つていて国民の皆さん方が納得していただけるか、こういう問題がございます。

それから、二番目の問題といったまでは、使用者については保険料の半分を事業主が負担しておるわけでございます。消費税を財源とする税方式にした場合には、当然のことながらわめる事業主負担がなくなるわけでございまして、この分、大変多かった、食べていけない人が多かつた、あるいは病気になつても医者にかかる人が多かつた、そういう時代にとりあえず税を出してそういう人たちを何とか救つたという時代と今は、もう税の出し方が違うわけです。

よくミーンズテストということが言われます。ところが、世界の年金を見ても、基礎年金を税方式でやつていてるところが幾つもあるわけですが、資産、所得の調査までしつかりやつて年金を出すか出さないか、ちょうど生活保護のようにやつてるのはオーストラリアだけなんです。むしろほとんどのところはミーンズテストをやっていません。

ただ、私どもは、年金制度の負担を軽減する、そういうことで少子高齢化社会に備えてできるだけ若い方々の負担を軽減する、という立場でございまます。

○國務大臣(丹羽雄哉君) それも一つの御意見として出ておりますことを十分に承知いたしております。

○今井謙君 そこで、基礎年金の問題で税方式の

にした場合に一つ考えられることは、保険料負

担の増加が抑えられるとともに、未納・未加入者は申すまでもなく解消されるわけでござりますけれども、とにかく巨額な財源が必要になるわけですが、基礎年金の給付に必要な費用は平成十一年で十三兆七千億円でござります。これを現在の国庫負担分も含めて全額消費税で賄つた場合には、消費税率は何と七・六%の引き上げが必要になるわけであります。これに對して国民の皆さん方が納得していただけるか、こういう問題がございます。

それから、二番目の問題といたまでは、使用者については保険料の半分を事業主が負担しておるわけでございます。消費税を財源とする税方式にした場合には、当然のことながらわめる事業主負担がなくなるわけでございまして、この分、結果的に家計負担が増大することになる、こういうことが問題でございまして、この辺のことにつきましてどうやつて解決していくかということが大変大きな問題ではないか、このように考えております。

○今井謙君 その点はやっぱり目的消費税という形にすれば、消費税は年金のために払つていいんだという意味では、負担と給付の関係は保険方式と同じぐらい明らかになり得ると思うんです。しかも、負担のことは多額の財源が必要ですけれども、太蔵省からいたいたい資料によりますと、所得を十分位に分けて一番下の所得の階層の人をとつてみれば、一ヶ月の家計の中の消費税の負担は七百五十三円だというんです、これは平成九年の数字ですけれども、消費税5%になつた年の家計の負担なんですね。

そうしますと、今一万三千三百円でしょ。家庭に二人いたら二万六千六百円ですよ。5%で七千五百三円だとすれば、例えば7%になつても

一千円いかないわけです。そういうことをきちつと説明すれば、國民に納得してもらえると私は思っています。だから、やっぱり巨額だからというだけで逃げられては困ると思います。

○國務大臣(丹羽雄哉君) 全額税方式についての

それで、最後に一つ。実は、厚生省の方は、基

礎年金の第一号被保険者の未加入者、未納者、免除者の問題はほかの保険者の保険料に影響がないと練り返し言つているんですけど、私もどう

の辺について、現在のこういう未加入の状況で、もしこの人たちが全員入つて全員満額払つていたら保険料はどうなるのか、そういう資料を出していただきたいと思います。また後ほど資料要求を文書で出しますので、よろしくお願ひします。

それでは、浅尾委員にかわります。

○浅尾慶一郎君 同僚の今井委員に引き続ましまして、私は主に積立金の問題について質問をさせていただきます。

過去は、例えば昭和四十八年、福祉元年と言われたときには、これは積立方式から賦課方式へ移行していくんだということで、ビーグル時には一年分程度しかもたないんですよというふうに言つておられたのが、これが今ビーグルでも三、四年分は持つというようなことになつておりますが、何のためにそういうことをしておるのかということと、そしてまたその部分の説明はどのようにされておるのか、その点を簡単に御答弁いただきたいと思います。

○國務大臣(丹羽雄哉君) 先ほどもちょっと御答弁を申し上げたわけでございますが、厚生年金で高齢化のピークを越えて将来にわたつてある程度の積立金を持ち続けておりますのは、積立金の利子收入によりまして給付の一部を賄つておるわ

けでございます。その結果、保険料の負担を軽減し続ける、こういう趣旨からでございます。

仮に、積立金を持たなければ、積立金による利子収入というものが減ることになるわけでございますので、将来、その分、保険料を上げざるを得ない、こうしたことになりますので、私どもは高齢化のピークを越えても四年分程度の積立金を持つておることが必要であると考えております。

次第でございます。

○浅尾慶一郎君 積立金の利子収入でもつて将来負担を減らせられるという御答弁でございますけれども、利子収入を得るためにいろいろな意味でのリスクがあるわけでございまして、リスクとリターンの関係というものがそこに当然あるのではないかなどということ思います。

今ありますこの百七十兆円を超える積立金は、申すまでもありませんけれども、五百兆円と言われております日本のGDPの、四割まではいきませんけれども、非常に大きな割合であるということでありまして、これだけ巨額な積立金を、今はまだ年金福祉事業団が一部運用しているという状況でございますが、今後これを全額運用していくことになった場合に、リスクとリターンの関係を踏まえて、将来必ず積立金が果たして本当に必要なのか、それがなかった場合に必要とされる額を減らす役割を果たすのか、必ずその積立金が果実を生むのかどうか、その点はお約束ができるのでしょうか。

○国務大臣(丹羽雄哉君) 積立金の推移でございますが、名目額といたしましてはある程度の増加が見られているところでございますけれども、受給者が大変な勢いでふえておるわけでございまます。そういうことで、支出に対する割合で見ますと、現在は五・五年分でございますが、今がピークでございまして、将来は、先ほど四年弱というふうに申し上げましたけれども、三・八年ぐらいに次第に低下してくる、こういう見通しなつておるわけでございます。そういう観点から、先ほどから申し上げておりますように、いわゆる不足

分を補つていくためにも積立金というものが必要でございます。そのように立つものでございます。

だ、こういう認識に立つものでございます。

いわゆる安全かどうかということでございまますけれども、確かにこれは市場に任せせるものでございまして安全で確実なものを努力していかたい、

このように考へているような次第でございます。

○浅尾慶一郎君 経済状況が安定的である場合に例えば国債を買っておけば、それはほぼ国の成長率と同じぐらいの利回りで長期的には回るということになるんではないかと思います。例えば五十年

に同じく年金の支払いの給付に役立つよけれども、確かにこれは市場に任せせるものでございまして安全で確実なものを努力していかたい、

このように考へているような次第でございます。

○浅尾慶一郎君 経済状況が安定的である場合に例えば国債を買っておけば、それはほぼ国の成長率と同じぐらいの利回りで長期的には回るということになるんではないかと思います。例えば五十年

に同じく年金の支払いの給付に役立つよけれども、確かにこれは市場に任せせるものでございまして安全で確実なものを努力していかたい、

このように考へているような次第でございます。

○浅尾慶一郎君 経済状況が安定的である場合に例えば国債を買っておけば、それはほぼ国の成長率と同じぐらいの利回りで長期的には回るということになるんではないかと思います。例えば五十年

に同じく年金の支払いの給付に役立つよけれども、確かにこれは市場に任せせるものでございまして安全で確実なものを努力していかたい、

に役立つように私どもは最大限努力していくべきであります。このように考へております。

○浅尾慶一郎君 年金の支払いの給付に役立つよ

うにというのはもちろんそのとおりだと思いますが、私が申し上げたいのは、予想できないようなインフレに五十年という長いタームでは襲われる可能性があるのではないか。例えば、過去五十年さかのぼって見てみますと、五十年じゃないかもしませんが、終戦時あるいは終戦後の日本の社会といふのは大変なインフレに襲われたわけあります。同じようなインフレで仮に五十年以内に襲われた場合には、この百七十兆円を超える積立金も当然目減りをしてしまう。ですから、持ついてもその場合においては意味がないといふことを実は申し上げたかったというのが一点点で申し上げる段階にはないわけでございます。この部分を議論してもお答えいただけないかもしれません。

そして、第二点でぜひ申し上げたかったのは、この部分はお答えいただきたいのですが、先ほど申し上げましたように、今、日本のGDPが五百兆円を割るぐらいの規模であります。五百兆円を割る規模のときに百七十兆円を超える積立金をこれから自主運用ということになった場合に、果たして本当に安全で有利な運用とができるのかどうか。安全で有利だというのは、ある程度規模が小さくないと安全で有利なということはできなくて、余りにも規模が大きくなってしまいまして池の中の鯨になってしまふんじやないかといふことを申し上げさせていただきたかったわけ

ます。この部分を議論してもお答えいただけないかもしれません。

○国務大臣(丹羽雄哉君) インフレが起きると起きないとかということは、今私がここで軽々に申し上げる段階にはないわけでございますが、あくまでもこれは委員御案内のようにチームが非常に長くなつておるわけでございますので、いわゆる変動はあるわけでございます。

それが証拠に、年福事業団の資金運用でございますが、昭和六十一年度から始まりまして、バブル崩壊後の大変厳しい金融経済状況の中ではほかの機関投資家と遜色のない運用成績を上げていた

わけでございますが、財投への利払いが平成十年度の平均で四・四%ぐらい借り入れがあつた、こ

ういうことがございまして、大変一般的に苦しい状況が続きました。

この結果、平成十年度末では時価ベースで一兆二千億円の累積赤字が生じていたことでございますが、今年度に入りましてから国内株式の収益が好転をいたしました。赤字も解消に向かつておりましたし、平成十一年度十二月末現在では七千五百億円の黒字となつておるわけでございます。

まして、このような分散の投資を行うことによりまして、長期的に見ればより安全で有利な運用が可能になる、こう考へているような次第でございます。

先ほど委員からお話をございましたけれども、株式は確かに短期的には乱高下があるのでござります。短期的な売買を繰り返すではなくて長期、二十年、三十年といった長期に保有して運用を行いますので、これは日本経済が成長する限り高い収益が上がる、こういうことでございます。

○浅尾慶一郎君 どうも答弁がかみ合つていないです。

私が申し上げているのは、安定的に段階的に世の中が伸びていく限りにおいては多分大臣がおつしやるとおりなんですが、超インフレといふのはショックですから、それは予見できないのではないか

のかなと思います。

私が申し上げているのは、安定的に段階的に世の中が伸びていく限りにおいては多分大臣がおつしやるとおりなんですが、超インフレといふのはショックですから、それは予見できないのではないか

のかなと思います。

○国務大臣(丹羽雄哉君) 今回の年金の積立金の運用は、御案内のように資金運用部への預託から年金資金運用基金による自主運用に改正することになるわけでございます。

この自主運用に当たりましては、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、国内債券を中心としながら、国内株式を一割程度考えております。

それから国外株式、これも一割程度かなということがあります、などを組み入れることにしておりま

す。

何を申し上げたいかといいますと、その予算委員会の審議の中では、日本の方がこれだけ多くの貯蓄を個人で、家庭で持つのは将来に対する不安があるからであるということだったわけであります。

すけれども、公的年金であります厚生年金が積立方式ということであれば、これははるかに今必要な額に足りないということはもう大臣御存じのおりであります。積立方式をあきらめるということになるとするならば、何のために持つのかというのがいま一つ明らかではない。公的年金そのものが将来に対して不安を持つてはいるから四年間持つてしまっているのじやないかなというふうに思われるを得ないわけでありまして、それは逆に言えば合算の誤謬ということにつながるのじやないかと思いますが、もし御答弁いただけるのであります。お答えいただきたい。

○国務大臣(丹羽雄哉君) 委員の予算委員会での堺屋長官との議論を拝聴しておりました。

確かに、日本の貯蓄率は、アメリカが〇%と言

われるのに対しまして日本は二〇%と言われてお

りまして、非常に高いということが消費が伸びない原因であることは十分に私も認識いたしております。

要するに、年金の積み立てというのは将来世代の負担を軽減する、こういう問題でございまして、むしろいわゆる将来に対する不安を解消していく

なければならない。つまり、積立金を切り崩すと

若い方の将来負担が重くなつてくるんだ、この兼ね合いでございまして、ちょっと別の次元で考

えていただければ幸いだと思っています。

○浅尾慶一郎君 多分、堺屋さんの答弁は、ここ

で言つてもしようがないんですけれども、家計が

思つてているのは、将来に対する不安を個人的にや

る。国がやるというのは、国が将来に対する不安

のために国が積立金を持つていうことで、私はそ

こは同じなのではないかなと思います。

話を変えまして、今度自主運用ということになりますが、果たして本当にその自主運用がうまくいくのかなという観点から質問をさせていただき

ます。

金融機関の場合は、いろいろな運用をする場合

に、最近は特に金融派生商品、デリバティブといつ

たようなものを買つときに、その内部の統制が厳

しくなつておると思いますが、簡潔で結構でござりますけれども、村井総括政務次官、お答えいた

だときたいと思います。

○政務次官(村井仁君) 浅尾先生、大変お詳しい

御経験をお持ちでいらっしゃいますけれども、金

融機関におけるリスク管理のありようというのは

決して一様ではございませんで、それいろいろ

方針を持つてやつてるのは御案内のとおり

でございます。

そういう意味で、私どもとして現在やつておりますのは、いわば一種の内部管理あるいは自己責

任の徹底ということをございまして、そのプロセ

スをチェックするというところに重点を置いて

チェックをしておる、これが金融監督庁の立場で

ございます。

申しわけございませんが、もう少し申し上げさ

せていただきますと、債務者の信用リスクや市場

リスク等を勘査した貸し付けあるいは有価証券の

運用等に対する方針というものをそれぞれがつく

りまして、それをどういうふうに守つておるのか、

その守り方をチェックする、こういうところで私

どもやつております。

○浅尾慶一郎君 今度、自主運用を開始されるに

当たつて、方針を策定するということは申されて

おりますけれども、その方針の具体的な内容と、

それから今、金融機関の場合はそれを守つておる

場合に、新しい体制のもとでその運用の結果に対

して、例えば結果がよければ報酬が上がるという

ようなことを考えておられるか、あるいは結果が

悪い場合には人事的な懲罰を受けるかどうか、そ

ういうことを考えておられるかどうか、御答弁い

ただきたいたいと思います。

○国務大臣(丹羽雄哉君) 委員、一番よく御案内

だと思いますけれども、金融資産には市場の変動

は必ず伴うものでござりますし、結果に対して責

任を負うということは市場運用になじまない難し

い問題である、こう考えておられます。さらなる収

益改善に向けて最大限努力をして、そして国民の

皆さん方に不安を抱かせないようにすることが最

も重大な責任である、このように考えているよう

な次第でござります。

○浅尾慶一郎君 私は、今の答弁は問題があるの

ではないかなと思います。なぜかといいますと、

市場というものは公的機関以外のところは当然取

りますが、果たして本当にその自主運用がうまく

いくのかなという観点から質問をさせていただき

ます。

金融機関の場合は、いろいろな運用をする場合

に、最近は特に金融派生商品、デリバティブといつ

たようなものを買つときに、その内部の統制が厳

しくなつておると思いますが、簡潔で結構でござ

りますけれども、村井総括政務次官、お答えいた

だときたいと思います。

○政務次官(村井仁君) 中身は結構ですから。守つてい

ただけるかどうか。

本方針のもとで、またさらに細かい短期の一年な

いし五年くらいの管理運用方針の策定すること

としております。そして、投資ガイドラインの提

示を行いまして、そして国民によるチェックは情

報公開、また審議会に報告をいたしまして公表す

る、そして皆さんのチェックを受ける、そういう

システムになつております。

○浅尾慶一郎君 年金福祉事業団はことし解消さ

れると言われておりますけれども、過去の運用で

累損を出しております。私は、運用責任者は運用

の結果に對して当然責任を負わなければいけない

というふうに思つておりますが、現在の年金福祉

事業団の人事体系あるいは報酬体系は運用の結果

に対しても責任を負う体制になつておりますでしょ

うか。これが一点。

それから、将来自主運用をされるようになつた

場合に、新しい体制のもとでその運用の結果に対

して、例えば結果がよければ報酬が上がるとい

うなことを考えておられるか、あるいは結果が

悪い場合には人事的な懲罰を受けるかどうか、そ

ういうことを考えておられるかどうか、御答弁い

ただきたいたいと思います。

○国務大臣(丹羽雄哉君) 委員、一番よく御案内

だと思いますけれども、金融資産には市場の変動

は必ず伴うものでござりますし、結果に対して責

任を負うということは市場運用になじまない難し

い問題である、こう考えておられます。さらなる収

益改善に向けて最大限努力をして、そして国民の

皆さん方に不安を抱かせないようにすることが最

も重大な責任である、このように考えているよう

な次第でござります。

○政務次官(大野由利子君) 先ほど大臣の方から

の答弁がございましたけれども、この運用に関し

ましては、まずポートフォリオと呼ばれておりま

すが、大臣が運用の基本方針を定めまして、法律

上、内外の経済動向などから、また市場や民間活動

に及ぶ……

○浅尾慶一郎君 中身は結構ですから。守つてい

ただけるかどうか。

本方針のもとで、またさらに細かい短期の一年な

いし五年くらいの管理運用方針の策定すること

としております。そして、投資ガイドラインの提

示を行いまして、そして国民によるチェックは情

報公開、また審議会に報告をいたしまして公表す

る、そして皆さんのチェックを受ける、そういう

システムになつております。

○政務次官(大野由利子君) 大臣の決めました基

本方針のもとで、またさらに細かい短期の一年な

いし五年くらいの管理運用方針の策定すること

としております。そして、投資ガイドラインの提

示を行いまして、そして国民によるチェックは情

報公開、また審議会に報告をいたしまして公表す

る、そして皆さんのチェックを受ける、そういう

システムになつております。

○政務次官(大野由利子君) 御経験をお持ちでいらっしゃいますけれども、金

融機関におけるリスク管理のありようというのは

決して一様ではございませんで、それいろいろ

方針を持つてやつてるのは御案内のとおり

でございます。

そういう意味で、私どもとして現在やつており

る方針の徹底ということをございまして、そのプロセ

スをチェックするというところに重点を置いて

チェックをしておる、これが金融監督庁の立場で

ございます。

申しわけございませんが、もう少し申し上げさ

せていただきますと、債務者の信用リスクや市場

リスク等を勘査した貸し付けあるいは有価証券の

運用等に対する方針というものをそれぞれがつく

りまして、それをどういうふうに守つておるのか、

その守り方をチェックする、こういうところで私

どもやつております。

○浅尾慶一郎君 今度、自主運用を開始されるに

当たつて、方針を策定するということは申されて

おりますけれども、その方針の具体的な内容と、

それから今、金融機関の場合はそれを守つておる

場合に、新しい体制のもとでその運用の結果に対

して、例えば結果がよければ報酬が上がるとい

うなことを考えておられるか、あるいは結果が

悪い場合には人事的な懲罰を受けるかどうか、そ

ういうことを考えておられるかどうか、御答弁い

ただきたいたいと思います。

○国務大臣(丹羽雄哉君) 先ほどから申し上げて

おりますけれども、安全確保を基本として、債券

を中心にして運用を行います。そういうことであ

ります。そこで、御懸念のような事態が生じることはま

ずあり得ないと私は考えておりますけれども、も

し仮にあつた場合には、新しい仕組みのものでは

運用に伴う単年度の損失は年金資金運用基金の中

の準備金を使って整理される、こういう仕組みに

なつています。

○浅尾慶一郎君 時間が参りましたので終わりま

すが、私が申し上げたことをもう一回最後に申し

上げますけれども、責任の所在が非常に不明確

ではないかな、運用をするということに対して責任

を今の制度のままでは負わなくていいのではなく

いかない、今の御答弁だと負わなくていいのではなく

かそんなことが出たのがなというふうに思つておるわけでござります。先ほど今井委員の質問に対しまして、さらに引き下げるよう検討したいと、いう大変具体的なお言葉が出たかと思ひますが、この辺についてもう一度これまで我が党も含めまして各党から問題が出ておるところでござりますので、もう一度はつきり御返事いただきたいと思います。

○國務大臣(丹羽雄哉君) 衆議院の厚生委員会で坂口委員から御質問がありました。その際、私が答弁を申し上げましたことは、昭和三十六年当時用いた生命表以降の平均余命の伸びを考慮すれば、繰り上げ減額率は、現在四二%のところがあらあら三五%前後になる旨お答えをしたところでござります。

御主張、さらに本委員会におきます御議論の経過というものを重く受けとめまして、また繰り上げ減額を選択した方とそうでない方との公平、さらにスライド率、死亡率などを総合的に勘案の上、さらに引き下げる方向で検討をしてみたいと考えているような次第であります。

○山本保君 局長もおいでですので、ちょっとその辺、専門的に教えていただきたいんですね。きょう厚生省の方からこれについての資料が出されまして、なかなか難しいものですから、ちょっと正確をしたい。局長大丈夫です、常識的に知つておられるだけお聞きしますから。

この前、予算委員会の公聽会で連合の樹本局長がおいでになつたときに、ほかの議員からこの問題について質問された。そうしましたら、樹本さんから、いや、こういう問題は政策的な議論が先に立つものであつて、純粹の数理・中立的なものはないんだというようなことをおつしやつたのですから、私はその後樹本さんによつとお聞きしまして、そなんですかと、どういう考え方ですかといふようなことを申し上げました。そうしますなら、きょうここにある、何か難しいんですけれども、単に生涯受給額が等しくなるよう

○政府参考人(矢野朝水君) まず、減額率はどういう要素が関係しているか、こういうことでござります。一つは、予定利率をどう見るかということとでございまして、予定利率が低ければ低いほど減額率は緩和される、こういう傾向になるわけでございます。それから、死亡率も非常に大きな要素でございまして、長生きするようになればなるほど減額率というのは緩和しなければいけない、そういう方向にも働くわけでございます。それから、スライドのあり方もこれは非常に影響してまいります。物価スライドもやり、さらに賃金スライドもやるということになって、スライドを手厚くすればするほど減額率は下げるを得ない、下がってくる、そういうメカニズムになつてくるわけでございます。

ただ、それ以外の要素というのがいろいろございまして、今回、今井議員から資料要求もございまして提出させていただきましたけれども、減額年金を選ぶ方というのは自分の健康状況がわかりますから、やはり長生きできないなど、こういう方が減額年金を選んでいる傾向があると、こういうことでございまして、これは任意に選択できる

わけどうぞいまいふ
もあると。そなへ
な問題だけによつて
要素を総合的に
いうことでござ
それから、年
するかどうかをいた
いときはほどくい
態でござります
いうのは現実な
思つております
○山本保君　局
すればするだけ
大臣がさつき既
もし実現されると
わかりやすい御

すので、逆選択とかそういう場合になると、公平性上も単なる数理的などまるものではない、いろいろな加味しなければいけないと、こうあります。

十金はやはり受給間近になって受給を決めるわけでございますので、若んど年金に関心がないというのが実ので、それを若いころ選ばせると的ではないんじゃないかと、こう説明をぜひお願いしたいと思います。

したがつて、その保険制度に加入をして保険料を納めるというのが受給する際の原則でございます。障害無年金の方、いろいろ御事情がございまして制度に加入されていなかつたと、こういう方が多いわけでございまして、制度に加入していないにもかかわらず年金制度から支給をすると、いうことになりますと、これはもう年金制度の根幹に触れる問題でございまして、年金の安定的な運用に大変な影響を与えるわけでございます。そういうことで、制度の根本に触れる問題ですので、そういう方に年金を支給するのはなかなか難しいということをございます。

○山本保君 そういう御説明を聞きますと、なるほどと。確かに我々の、例えば自動車の保険にしましても、事故を起こしてから入るからやつてくろというのはだめだということは確かにそのとお

わけでござりますので、選択とかそういう場合もあると。そうなると、公平性上も単なる数的な問題だけにとどまるものではない、いろいろな要素を総合的に加味しなければいけないと、こういうことでございます。

それから、年金はやはり受給間近になつて支給するかどうかを決めるわけでござりますので、若いときはほんと年金に関心がないというのが実態でござりますので、それを若いころ選ばせるといふのは現実的ではないんじやないかと、こう思つております。

○山本保君 局長は専門家ですから、もうお聞きすればするだけなかなかわかりにくい。しかし、大臣がさつき踏み込んだ答弁をされましたから、もし実現されるとき、その過程においては国民にわかりやすい御説明をぜひお願ひしたいと思います。

もう一つお聞きしたいんですが、それは懸案であります無年金障害者のことです。無年金障害者の方と言われましても、いろんな分類といいますか理由でなられた方があるそうでござりますので、きょうは私、その中で特に任意期間中に学生さんであつた方で障害者になられ、今、無年金である、こういう方にちょっと絞つてお聞きしたいと思っております。

私のようなところにお手紙などがたくさん来まして、ちょうど手元にも、最近いたいたいのとすと三重県のある方ですが、四十六年に、学生だったけれども病気になられて、御両親も健在ですか國民年金だけで、障害年金も入らないし、入院費が四万円要る、この先真っ暗だというような、大変身につまされるお話を伺つておられるわけです。

まず第一原則として、こういう方にどうして、保険だからだということなんですが、一体それはどういうわけでこういう方に保険が出されないので、厚生省にどういう理由なのかということについて、簡単にまず原則を教えていただけますか。

○政府参考人(矢野朝水君) 我が国の公的年金制度は御案内のとおり社会保険方式でござります。

したがつて、その保険制度に加入をして保険料を納めるというのが受給する際の原則でございます。障害無年金の方、いろいろ御事情がございまして制度に加入されていなかつたと、こういう方が多いわけございまして、制度に加入していないにもかかわらず年金制度から支給をするということがありますと、これはもう年金制度の根幹に触れる問題でございまして、年金の安定的な運用に大変な影響を与えるわけでございます。そういうことで、制度の根本に触れる問題ですので、そういう方に年金を支給するのはなかなか難しいということをございます。

○山本保君 そういう御説明を聞きますと、なるほどと。確かに我々の、例えば自動車の保険にしましても、事故を起こしてから入るからやつてくれというのはだめだということは確かにそのとおりだとは思つんです。しかし、国が行つている社会保険としての年金制度でどうなのかなということで、ちょっと踏み込んでお聞きしたいんです。

例えば昭和三十六年から平成三年までですか、その間は任意加入であつたと言われるわけです。その間に入らなかつた方は、今、局長が言われたみたいに、私は年金に入りませんという意思表示をしたんでしようか。実は党内の同じような年、私もちょうどそのころ学生でしたから、私自身も実は入つておりませんでしたが、何人かに聞きましたけれども、全員入つておりませんでした。

大臣、ちょっと突然で申しわけございませんが、大臣も政務次官も私のちょっと先輩になられると思うんですが、学生時代、任意加入されておられましたか。その答えだけちょっとお願ひいたします。

○國務次官(丹羽雄哉君) 昭和三十九年のころでございまして、大学生でありましたが、正直申し上げてよく覚えておりません。記憶にございません。

○政務次官(丹羽雄哉君) 大学を卒業して勤めようになつて保険に入つたんだと思います、記憶は確かじやございません。

○山本保君 私は、そういう方がほとんどだつたと思うんです。そうなりますと、今、局長が言われた年金制度に入らない方が、入らないと言つて入らなかつたわけではなかつたんじやないか。まさにあのとき障害になられた方と私たちというのは紙一重だつたわけでありまして、本当に運よく私たちは障害にならなかつた。そのとき障害になられた方、これは全くその運によって決まつただけであつて、年金を払う払わないという意思表示によつて決まつたわけではないんじやないかと私は思うんですよ。

しかも、今回改正を考えられて、実際にお金を払わなくとも、払いますよという意思表示されればよろしいという制度になります。そういうことを考えますと、そのことだけであなたは入つていなかつたんだからということは言えないんじゃないかな。まさにこれは日本の國の強制的な年金制度のできるまでの言うならば厚生省の一つの、誤りとは言わないけれども、しかし歴史といふものがつくつてきたある過渡期だつたわけでありまして、そのときの方を今の論理で、確かに私も強制年金であったときに、私は知らなかつたらと、いや、それは知らなかつたと言つても、もう二十歳にもなれて、社会人になつて法律を知らなかつたではいけませんよということは言えるかもしれない。

この問題、この期間中の学生さんに聞かれて言えども、私がどうであつたよに、そんな意思表示をしておつたのではないんじやないか。厚生省はそれだけきちんと一生懸命人のように話したんだどうかという気がするわけなんです。こういう理論だけの話をしていますと、まさに理論の話といふのはもうオール・オア・ナッシングでございまして、これ以上進みません。

そこで、私は担当の方に、学生さんでこの約三十年間に年金に入つていなかつたがゆえに障害年金をいただいていない方は一体どれぐらいおられるんでしようかとお聞きしましたところ、年金に入つている方についての資料はあるけれども、

入つていない方についての資料はないんだと、と思うんです。そうなりますと、今、局長が言われた年金制度に入らない方が、入らないと言つて入らなかつたわけではなかつたんじやないか。確かにそう言われてみればそうでして、だから一体何人いるかも実はわからないと、こう言われたわけでございます。

それで、これでびっくりしたわけですが、そこでもちょっと局長に、運営部長のかもしませんが、本当は三十年間の学生さんの割合とか障害の発生率とかいうのを掛け算すればよろしいんですが、大変煩瑣な計算になると思いまして、簡単にやってみようと思うんですが、例えば

昨年というか直近で二十歳から二十四歳の障害年金の新規受給者というのは何人ぐらいおられるのをございましょうか。

○政府参考人(小島比登志君) お尋ねの受給者数でございますが、平成十一年度の二十歳から二十四歳の障害基礎年金の新規裁定受給者数は一万七千二百四十一人でございます。このうち、二十歳前年の国民年金加入前に障害となり障害年金受給者となつた方は一万六千六百八人となつております。この方を除いた新規裁定者は六百三十三人でござります。

○山本保君 大体八十億円ぐらいであろうということであります。

今、障害年金を受けておられる方は総額で幾ら

ぐらいの年金額になつておりますでしょうか。

○政府参考人(小島比登志君) これも平成十一年度末の数字でございますが、国民年金の障害年金受給者数は百三十一万四千人、年金総額は一兆一千六十四億円となつてござります。

○山本保君 私もそういうふうに教えていただき計算してみましたところ、一兆一千億のお金、そしてそのうち、もし私たちと同世代だった学生さんだったときに本当に運悪く障害を受けられてそのまま無年金になられた方に八十億円、単純に計算しましても〇・七%ちょっとでござります。もちろん全年金の給付額三十兆円に比べましても、もう〇・一コマンマ下に下がる数字でござります。

私は、これはもちろん最初に局長がおつしやつた原理論があるかとも思いますが、ちょうど今、学生さんで実際にはお金が入らない方には後でいいんですよという制度が始まるときでございます。ここで、この方たちに対してもと温かい行政を行つてもいいんじやないか。一度そういう議論を今までそういう数字を挙げた議論がされていないと思うんです。それで、出してくる方に御了解をとられるような努力もされてよろしいのではないかという気もするわけであります。

最後に、厚生大臣にお聞きしたいのでございます。

もこの一万人は絶対ふえるはずがない、その期間で終わりでございまして、もし運悪くお亡くなりになつた方もおられるとすれば減つてゐるんじやないか。

一万円ですと年間に大体幾らぐらい保険給付をされるんでしょうか。

○政府参考人(小島比登志君) 単純に計算しますと、全員が二級の障害基礎年金を受けられるといつたしますと約八十億円、それから一級ですとその二五%増しですから約百億円ということでござります。

一万円ですと年間に大体幾らぐらい保険給付をされることは、必ずしも強制加入であります。しかし、政治的なまさに判断をしていただきたいと思います。しかしながら、この無年金障害者につきましては、しばしば当委員会におかれまして提起されているところでございます。

○国務大臣(丹羽雄蔵君) 無年金障害者の問題につきましては、しばしば当委員会におかれまして提起されているところでございます。

当初は、私たちも学生のころは古うございますので任意でございましたが、平成三年から強制加入とするなど、適用対象の拡大を図つてきましたところでございます。しかしながら、この無年金障害者につきましては、年金制度において何らかの給付を行うことは、制度への加入と保険料の負担に応じて給付を行うという年金制度の根幹に触れるところ、こういうような指摘があるわけでございます。

このような問題につきましては、いずれにいたしましても、解決に向けてなお難しい論点が残されています。しかししながら、この無年金障害者につきましては、年金制度において何らかの給付を行うことは、制度への加入と保険料の負担に応じて給付を行うという年金制度の根幹に触れるところ、こういうような指摘があるわけでございます。

○山本保君 学生さんでも未加入の方は十一万人とか、またきょうもいろいろ出ておりましたけれども、全体でも約百万人弱の方が年金制度に対する認識がまだないというようなお話を伺つております。私は、こういうところにきちんと手を打たれることこれがこのことの効果として、年金というものは出せる出せないは別として、しかし国民としてはこれにちゃんと入つていくことが必要だといふことを訴える絶好の一つのキャンペーンと言つたらおかしいですが、施策ではないかといふことがありますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

それに比べて日本はどうかというと、これは先ほども議論がありましたが、社会保障制度の不備から貯蓄率が非常に高いわけです。こういう国でどうして国家的な強制貯蓄とも言えるような年金積立金を五・五年分も保有する必要性があるんだろうか。貯蓄から消費へというのが今の政府の政策方向なわけあります。その政策方向と照らしても矛盾するんじゃないかというふうに私は思うんですけども、これはどうお答えになりますか。

○政府参考人(矢野朝水君) これは外国との比較でございますので、私の方から答えていただきます。諸外国と比べまして日本の積み立て度合いが非常に高い、これは異常じゃないか、おかしいじゃないかという御質問でござりますけれども、諸外国と我が国とは高齢化率が違うわけです。今は我が国の方が高齢化率はまだ低いんですけども、これからはヨーロッパ諸国が経験したことのないような超高齢社会になる、しかもそのスピードが何倍も早いということでございまして、そういった超高齢化時代にどう備えるのか、その際には世代間の不公平を少しでも是正するということから積立金の活用ということが課題になつてござるを得ないということでございます。

それからもう一つ、保険料でございます。ヨーロッパ諸国は、既に労使合わせて年収の二割がほとんどでございまして、我が国の場合は年収ベースで見ますとまだ一二・五%程度でございます。ヨーロッパ諸国と比べるとまだ保険料は非常に低い、しかし高齢化が急激にやつてくるということでございまして、そのためにはやはり積立金をある程度持つてその運用収入で将来世代の保険料負担を軽減するこれが世代間の公平につながる道だということで、こういった財政計画を立てているということでございます。

○小池晃君 高齢化率が違う、高い、それだったらなぜその高齢化のピークとされる時期に三・三年分の積立金が必要なのかということになるんです。

それから、日本の保険料率が低いんだ、低いかることは納得していませんよ。そんなことでいいと思つて、積立金をためてくださいなんて頼んでいますか。そういうでたらめな議論をするんじやありませんよ。

○政府参考人(矢野朝水君) これは外國の政策方向と今のございますので、私はどちら答えていただきます。時著から消費へという政府の政策方向と今この積立金をさらに財政再計算のたびごとに積み増していくという方向は、これは明らかに矛盾しませんか。これは大臣、ぜひお答えいただきたい。

○国務大臣(丹羽雄哉君) 確かに私どもはGDPの六割を占める消費というものが大変衰退をしている、これがもう一つ景気回復が本腰にならない一つの要因であるということは十分認識いたしております。

そういう中において、いかにして消費を拡大していくかということが、今後の経済運営におきまして大変重要な役割を占めるということも十分認識をしておるわけでございますが、先ほどから私どもが申し上げておりますことは、将来世代に対して保険料の軽減を図ることは、ひいては将来にわたる世代の消費意欲に貢献する、こういうふうに考えておるわけでございまして、今何よりも必要なことは、国民の年金に対する信頼を揺るぎないものにして老後の不安を解消できるようにする、将来現役の若い方々が、自分たちは年金の保険料を払つても実際に自分たちがもらう額が大変少ないんじゃないいか、こういうようなことが大変懸念されておるわけでございますので、現在の私どもがいわゆる消費意欲の喚起と申し上げていることとこの年金の問題というのは別次元でお考えいただければ幸いだと思います。

○小池晃君 さことに、この莫大な積立金を運用することとこの年金の問題というのは別次元でお考えるという問題についても議論したいと思うんです。

年金積立金は大変莫大だ、厚生省の運用方針について、国は一切口出しはしない、こういう仕組みにいたしておるわけでございます。株主議決権の行使も、国とか年金資金運用基金が行うのではございません。これは民間の運用機関にやつていただきたいことだと思います。

ただ、その際には年金資金運用基金サイドでやはり株式の保有価値を高める、こういう必要があるわけでございますので、そいつた観点からガイドラインを策定したい、そのガイドラインに沿つて個別の民間の運用機関が株主権を行使する、こういう形に持つていただきたい、こう思つております。

○国務大臣(丹羽雄哉君) 年金積立金の自主運用に当たりまして、株式の運用につきましてはすべて民間の金融機関に委託をして行うとともに、この委託契約によりまして国あるいは年金資金運用基金が個別銘柄の指図を行なうことはできない、こ

ういうような仕組みになつておるわけでございまして、御心配は当たらないと、こう思つております。

また、年金積立金の自主運用は、専らこれは年金加入者の利益のために行わなければならぬことを関係者の責務として明確化しておるわけでございます。アメリカでいろいろ御指摘されているような御懸念のこととは、年金積立金を利用した株価の維持操作などいわゆる政治的な介入というものは制度的に排除される、こういうことでござります。

○小池晃君 実際の運用は民間に委託するんだと。それにもしても資金配分とか運用の評価といふのは、これは国がやらざるを得ないわけですから、その際に国が介入する余地がないということは言えないと、このように思つています。

さらには別の問題ですが、政府が個別企業の株式を保有する、これはコーポレートガバナンスの点から見てどうなのかという問題であります。議決権をもつとすれば企業への介入になる、議決権を持たないとすれば企業経営をチェックしない株主だということになるわけです。これは、いずれにしてもゆがみを生じることになるんじゃないかなと思います。

○小池晃君 いや、大変心配です。非常にゆがんだ姿なんですよ、これは。

○小池晃君 いや、大変心配です。非常にゆがんだ姿なんですよ、これは。

次に、リスクをこうむつたときの責任を一体だれがどのようになるとるのかという問題であります。資料をお配りしていますが、年金福祉事業団の自主運用と同様に、資金運用部からの借り入れで運用している郵貯の金融自由化対策資金、これの成績をグラフにしてみました。この特別勘定は始まりて以来毎年黒字であります。決算ベースで見ると、年度では累計で三千五百九十七億円の収益となつてます。年金自主運用の成績とまるで正反対の結果になつてます。何でこういう違ひが出ているんでしょうか。

○政府参考人(矢野朝水君) これは両者の仕組みが相当違うわけでございます。あるいは運用評価の仕組みも異なります。郵政省の場合はほとんど、

いません。これは民間の運用機関にやつていただくことだと思います。

ただ、その際には年金資金運用基金サイドでやはり株式の保有価値を高める、こういう必要があるわけでございますので、そいつた観点からガイドラインを策定したい、そのガイドラインに沿つて個別の民間の運用機関が株主権を行使する、こういう形に持つていただきたい、こう思つております。

○政府参考人(矢野朝水君) これは両者の仕組みが相当違うわけでございます。あるいは運用評価の仕組みも異なります。郵政省の場合はほとんど、

八三%が郵政省みずから自家運用でやつております。私どもは、そういうノウハウがないといふことで、基本的には民間金融機関に委託をしているわけでございます。そういう中で、資産構成も大きく変わつております。郵政省の場合は債券等の安全資産が八三%，私どもの場合はそれが五八・八%，こういった数字になつております。

それから、非常に違うのは、私どもの場合はこれは時価評価をいたしております。郵政省の場合は簿価評価です。それから、郵政省も指定期で一部外部運用しておりますけれども、これにつきましても詳細がディスクロージャーされていない、こういう状況でございます。

そういうことで、私どもは年金の本来のあるべき姿ということで分散投資を中心に、しかも時価評価をしている、そういう中でほかの機関投資家なり民間運用機関と決して遜色のない運用成果を上げてあります。こう思っております。

ただ、今の仕組みが資金運用部から金を借りてきて運用をするということで、長期固定金利で金を借りてきていますので、借り入れコストが高まりをする、そういう中で制度上こういう逆さやが生じておるということでございます。

○小池晃君 これは簿価で両方とも比べてみたんですけれども、郵貯の場合は運用資産の割合というものが債券に八三%だと。指定單なんかもありますから手放しにいいというわけにいかないんですけれども、とはいっても安定した資産割合になっている。それに対して年金は外國株式を含めると株式が四一%，そういうリスク資産を中心投資してきたことがこういう結果になつてているんじやないか。

さらに、年金の株式への投資がどう行われてきたのか聞きたいんですが、九五年度から九八年度にかけて簿価での国内株式比率と国内株式での実現収益額の変化、この数字を出していただきたい。

○政府参考人(矢野朝水君) 年金福祉事業団の株式運用の実績でございますけれども、まず国内株式の比率でございます。

これは時価ベースで見まして平成七年度が一八・一八%，平成八年度が二二・一・七〇%。この間、大きく変わっておりまして、郵政省の場合は債券等の安全資産が八三%，私どもの場合はそれが五八・八%，こういった数字になつております。

それから、非常に違うのは、私どもの場合はこれは時価評価をいたしております。郵政省の場合は簿価評価です。それから、郵政省も指定期で一部外部運用しておりますけれども、これにつきましては詳細がディスクロージャーされていない、こういう状況でございます。

そういうことで、私どもは年金の本来のあるべき姿ということで分散投資を中心に、しかも時価評価をしている、そういう中でほかの機関投資家なり民間運用機関と決して遜色のない運用成果を上げてあります。こう思っております。

ただ、今の仕組みが資金運用部から金を借りてきて運用をするということで、長期固定金利で金を借りてきていますので、借り入れコストが高まりをする、そういう中で制度上こういう逆さやが生じておるということでございます。

○小池晃君 これは簿価で両方とも比べてみたんですけれども、郵貯の場合は運用資産の割合というものが債券に八三%だと。指定單なんかもありますから手放しにいいというわけにいかないんですけれども、とはいっても安定した資産割合になっている。それに対して年金は外國株式を含めると株式が四一%，そういうリスク資産を中心投資してきたことがこういう結果になつているんじやないか。

さらに、年金の株式への投資がどう行われてきたのか聞きたいんですが、九五年度から九八年度にかけて簿価での国内株式比率と国内株式での実現収益額の変化、この数字を出していただきたい。

○政府参考人(矢野朝水君) 年金福祉事業団の株式運用の実績でございますけれども、まず国内株式の比率でございます。

平成八年度は五%弱ふえておりますけれども、これは実は生命保険会社の一般勘定が五兆円ほどあつたんですけれども、これを解約していろんな資産に分散投資をしたということで、それまで一九年度が二四・七二%，平成十年度が二七・四四%でございます。

それから、実現収益率を簿価ベースで数字を示してほしい、こういうことでございますけれども、実は簿価ベースでの実現収益率は把握していないわけでございます。実現収益率はもちろん私ども把握しておりますけれども、収益率という尺度では見ていないということございまして、これは時間加重収益率という尺度で見ますと、平成七年度が二六・五二%，平成八年度がマイナス一三・九〇%，平成九年度がマイナス六・八六%，平成十年度がプラス三・五七%でございます。

○小池晃君 私は額で通告もしたし、聞いたんでちよつと時間がないのでこちらで言いますけれども、国内株式比率は簿価で一九%から二九%に急上昇している。その一方で、実現収益額は九五年度は四百二十七億黒なんけれども、九六年度は千六百二十九億のマイナス、九七年度は二千三百六十六億のマイナス、九八年度は四千八百八億のマイナスになつてているんです。

要するに、国内株式でつくった欠損がどんどん大きくなつてきていて、どんどん国内株式比率をふやしているんです。ギャンブルで負けが込んで、苦しくなつてまたどんどん投入していくようなやり方なんです。極めて危険な投資行動をとりましたが、それでも年金積立金の運用で、何でこういうリスク運用をしてきたのか。

大臣にお伺いしたいのですが、年金積立金、これが全額自主運用となつたときにさらに大きな損失をつくるんじやないかということを国民は心配しています。この国民の心配というのは私はもつともなんじやないか、そういう危険が十分あるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○國務大臣(丹羽雄哉君) まず、今は、年金の積立金の運用は資金運用部への預託から年金資金運用基金によります自主運用に改正することになりました。

御懸念の自主運用に当たりましては、国債などの債券を七割から八割程度を中心になしながら、国内株式を一割程度、国外株式を一割程度など、一部を組み入れることによりまして分散投資を行いまして、長期的に見ればより安全で有利な運用が可能になると思っております。

それから、年金積立金でございますが、一定期間かけまして徐々に、十五年ぐらいでございますが、市場での運用に移行いたします。そういうことでございまして、先ほどから申し上げておりますように、これがあくまでも分散投資することによってより安全で有利な運用が可能になる、こう考えておるわけでございます。

また、御懸念のような国民の皆様方の一部にもしそういうような御心配があれば、私どもは今回の中止運用に当たりましては、厚生大臣が決める基本指針というものをきちっと国民の皆様方にお示しして、そしてその中においてきちんと厚生省の運用関係の職員や年金資金運用基金の役職員に対しましても年金資金運用に関する忠実義務であるとかあるいは注意義務を課しまして、違反者に対しましては厳正な処分を行う、こういうことにいたしております。

いずれにいたしましても、そのような御懸念がないように最善の努力をしたいと思っております。

○小池晃君 分散投資で安全性が確保できるんだといふふうにおっしゃいますが、厚生省の年金主運用検討会の報告書でもこう書いてあるんであります。

す。分散投資をしても、債券だけで運用していた場合の水準を下回ることもあるんだと。運用期間を長期化すると収益率のぶれが累積されていく可能性があるため、将来における資産残高のばらつきの幅は運用期間の長期化に伴い大きくなつていく。長ければ長いほど予期せぬ事態が起きて、そこで大きな穴を開けることがあるんだと。当然の話ですね。こういうことを指摘されているわけであります。

分散投資だから必ず安全だということは私は言えないだろうと。結局、少なくとも今まで預託分については預託金利の分は確保されていた、これは確実に入つた。しかし、これからはそれも含めてすべてマーケット次第となるんじやないか、そういうふうに思うんですが、大臣、いかがですか。

○國務大臣(丹羽雄哉君) マーケット次第といふことではありますけれども、当然市場で運用するのありますからまさにそのとおりでございますが、市場での運用に移行いたします。そういうことではございまして、先ほどから申し上げておりますように、これは債券でも当然のことながらリスクを伴うわけでございますし、いろいろなものを組み合わせることによって市場における安全性というものをより追求していきたい、このように考えておる次第でございます。

○小池晃君 今まさにマーケット次第なんだとうことをお認めになつた。これはやっぱりそうだと思います。

また、御懸念のような国民の皆様方の一部にもしそういうような御心配があれば、私どもは今まで確実に入つた。しかし、これからはそれも含めてすべてマーケット次第となるんじやないか、そういうふうに思うんですが、大臣、いかがですか。

○國務大臣(丹羽雄哉君) マーケット次第といふことではありますけれども、当然市場で運用するのありますからまさにそのとおりでございますが、私はあくまでも、先ほどから申し上げておりますように、これは債券でも当然のことながらリスクを伴うわけでございますし、いろいろなものを組み合わせることによって市場における安全性というものをより追求していきたい、このように考えておる次第でございます。

○小池晃君 今まさにマーケット次第なんだとうことをお認めになつた。これはやっぱりそうだと思います。

ただすると、結果責任を問われる命がけの企業のファンダメンタリと、結果責任を負わなければいけない厚生省の自主運用とどちらが高い運用成績を出しますか。これはだれが見たって明らかなんです。厚生省が莫大な年金積立金を持ってマーケットに入つてくるというのは、これはまさにカモがネギをじょじょに入つてくるようなものですよ。こんなことで国民の貴重な財産である積立金に穴を開けていいのか。私は、これは大変な問題だということを改めて指摘したい。

今、大臣は、注意義務、忠実義務ということが

あるから大丈夫なんだということをおっしゃいましたが、そもそも今までの年福事業団法にも注意義務、忠実義務という言葉は入っていないんですね。しかし、これは書いていても今までそういう義務を負っているんだということを年金局長は答弁されました。法律に今まで書いてなかつたけれども、そういう義務は守っていましたといふことであれば、これから新しい法律の中に忠実義務、注意義務というのが書き込まれていてそれは何ら担保にならないんじゃないだろうかといふふうに私は思っています。

昨年の時点では一兆円を超える欠損をつくつていたわけあります。それでも年金局長は答弁で、十分な忠実義務、注意義務を果たしていると胸を張つておっしゃった。これでは、マネーチームに参加をして、失敗して幾ら積立金を失つても、結局だれも何の責任もとらないということになるじゃないですか。

大臣にお聞きしたいと思います。

○国務大臣(丹羽雄哉君) 運用の責任ははつきりと定めておかなければなりませんけれども、私も委員の御指摘に対しまして金融資産には市場の変動が伴うものでありますと、こういうことを率直に申し上げました。それで、結果に対して責任を問うということは、私はこの問題になじまない難いと思います。

当然のことながら、新しく発足する基金におきましては、この方針をいかにして効率的に実施するかということが求められるわけでございます。特に、どの運用機関をどう選びどう評価するかとなることでありますと、どうやって配分額を決めかなどのプロセスというもの情報公開を行なながら国民の皆さん方の信頼をかち得ていただきたい、このように考えている次第でございます。

○小池晃君 マーケットというものは変動がつきものなんだ、リスクはつきものだ、そして最終的にリスクを負う可能性がある、ただその場合も結果責任はなじまないんだと。そういうことであれば、これがマーケットで自主運用するということが多いかもしれません、問題をはらんだものであるかということが明らかになつたのじやないだろうかというふうに思います。

私は、この年金改悪法案、給付の大額な削減の問題をとつてみても、この積立金を保有すること

自体、そして積立金の市場運用ということを見て

も、これは問題だらけだというふうに言わざるを得ない。きょうの公聴会でも意見が出ていました

が、やはりこれは廃案にするしかないんではないかということを私は審議を通じて強く感じております。

きょう午前中、公聴会がありました。そこで出された意見も含めて、もう一度改めてこれは徹底的

に議論をするということ、そしてさらに総理の質疑も含めて徹底的にこの問題を究明していくこ

とに国会の責務はあるんじやないか。ささやかれているような本日の議了、採決ということなどは

○国務大臣(丹羽雄哉君) まさに年金制度の根幹にかかるわけでございます。年金というのは、御案内のように、結局そういうまさかのために年

金を納めていただきて、老後の生活を支えるとか、それから障害者になった場合のためにそういうよ

うなものを置くと、そういうことから考えますと、これは年金制度の根幹そのものに私は触れるもの

あります。断じて許されるものではない、そのことを申し上げて、私の質問を終わります。

○清水達子君 社会民主党の清水です。

まず最初に、障害者の無年金の問題で、先日も質問したんですが、これはすべての議員に手紙が来ているんじゃないかと思います。

大阪のある方が、昨年の一月に過労のために転倒して頸椎損傷で四肢麻痺になつた。そして、六月には一級の障害者手帳を受けた。ところが、そ

のときに収入が非常に落ち込んでいて保険料を納められなくて、それで早速納めたけれどももうそ

れは支給対象にはならないということです。わずか二ヵ月しか過ぎていないのに、年金も給料も保障もなく、自分は夫の介護のために働きにも出られ

ない。蓄えも底をついた。上の子は高校一年、下は小学三年です。夫を通院させるために車は必要

で、生活保護ももらえない。こういう状況の中で滞納に気がつかなかつたというふうに自分たちの手落ちだけれども、こういう人たちが全国で十万人おります、何とか今回の改正の中でも我々を救つてくれという手紙を受け取っております。

これは、けがをしてから保険料を払つてもそれはだめだというものが厚生省の方の御意見ですけれども、そういうことではなくて、こういう人たち

はやっぱり知らない場合があります、年金の場合は。ですから、この方も自分は無知だったと言つていますけれども、これによつて厚生年金の保険料の収入が幾らほどふえるんですか。それと、上限の該当者というのは何人、何%いるか、そもそも六十二万円とした根拠は何かということをお答えください。

○政府参考人(矢野朝水君) 今回の改正案におきましては、標準報酬月額の上限を五十九万円から六十二万円に改めているわけですけれども、これによつて厚生年金の保険料の収入

が幾らほどふえるんですか。それと、上限の該当者というのは何人、何%いるか、そもそも六十二万円とした根拠は何かということをお答えください。

○国務大臣(丹羽雄哉君) まさに年金制度の根幹にかかるわけでございます。年金というのは、御案内のように、結局そういうまさかのために年

金を納めていただきて、老後の生活を支えるとか、それから障害者になった場合のためにそういうよ

うなものを置くと、そういうことから考えますと、これは年金制度の根幹そのものに私は触れるもの

あります。それから、どれくらいの影響があるかということもございますけれども、平成十二年度予算におきましては約六百七十一億円程度の増収となるわ

けでございます。

それから、どちらに上位に該当している方は二百七十八万人、被保険者全体に占める比率は八・二%と見込んでおる

であります。

個人的にそういうことについては私もいろいろ思いがいたしますけれども、私どもいたしましたことは、今後このような方が生じないように、保険料の納付に関しまして一層の広報や周知徹底というものに努めていかなければならないということがまず一番大切なことでございます。

同時に、先ほども申し上げましたけれども、無

年金障害者の問題につきましては、これまでいろいろ御指摘を受けておるわけでございます。真にやむを得ない理由によりまして、そして国民の皆

さん方、またほかに入つていらつしやる方もみんな含めまして納得ができるものでないかどうか、

こういう点から考えていただきたい、このように考えております。

○清水達子君 絶対私は救済することが必要だと

思います。ぜひそのことがお願いしたいと思いま

す。

次に、今回の改正案では標準報酬月額の上限を

五十九万円から六十二万円に改めているわけですけれども、これによつて厚生年金の保険料の収入

が幾らほどふえるんですか。それと、上限の該當者というのは何人、何%いるか、そもそも六十二

万円とした根拠は何かということをお答えください。

○政府参考人(矢野朝水君) 今回の改正案におきましては、標準報酬月額の上限を五十九万円から六十二万円に改めているわけですけれども、これによつて厚生年金の保険料の収入

が幾らほどふえるんですか。それと、上限の該當者というのは何人、何%いるか、そもそも六十二

万円とした根拠は何かということをお答えください。

具体的に、上限につきましては、従来から男女の標準報酬月額の平均の倍を上限の基準といたしております、これによりまして五十九万から六

十二万に引き上げるということでございます。

それから、どれくらいの影響があるかというこ

とでございますけれども、平成十二年度予算におきましては約六百七十一億円程度の増収となるわ

けでございます。

上位に該当している方は二百七十八万人、被保険者全体に占める比率は八・二%と見込んでおる

ところでございます。

○清水澄子君 六十二万円といえば、年収は七十四万円ぐらいになりますね。もつとそれはボーナスやいろんな所得のある人がいるんでありますけれども、そういう人たちよりもっと高い人も、これで上限ですから、結局すべて平等ではありませんよね。もっと高い所得の人も六十二万円までの人と同じになるわけですから、高額所得者はたとえどんなに人数が少なくて、やはりこの階層の保険料総額というのは大きくなる。もう少し多く負担をしてもらうということはやはり非常に大事なんじやないかと思うんです。

それは給付についても私は同じことが言えると思うんですね。他方で賃金スライドの停止を言つてゐるわけですが、これについては五年ごとの再計算のときにまた検討するという答弁をこの間いただきましたけれども、その点は一步私は進んだと評価したいと思います。

しかし、賃金スライドの停止より前に標準報酬月額の上限額よりも高い収入のあつた人、つまり平均より相当所得の高かつた人については、報酬比例部分の支給を少し減額するという対策だつてあり得るんじやないか。そういうことで、特に高額の人たちとその六十二万円の人と同じに扱うといふのではなくて、やっぱり所得段階的に制限をつくるとか、そういうことは考えられないわけでしようか。

○国務大臣(丹羽雄哉君) 委員の御指摘は、高額の所得者にさらなる負担を求めて年金額に上限を設ける、こうしたことだと思います。

現行の年金制度におきましては給付と負担がリンクする、こういう仕組みをとつておるわけでございます。新たに、賃金が高い者について給付に結びつかない保険料負担の制度を導入することについて、これをどう考えていくかという問題が一つの問題点だと思います。

それからもう一つの問題点は、賃金が高い者については現行制度においても賃金が低い者に仕送りをする側に立つていただきたい、こうしたこと

だと思いますが、これをどういうよう評価する

かということではないか、こう思つておるような次第でございまして、なかなかこれはいろいろな難しい問題がありますけれども、十分にこれから議論をする問題である、このように考えておりま

す。

○清水澄子君 今回の改正案については、きょうの公聴会におきましても、これは大企業とか比較的安定したところに職業を持つていてる人たちにとつてはまだ将来があるのかもわからないけれども、自営業とかパートとか非正規労働者とか、それから今後失業に追いつまる人とか定年を迎える人たちにとっては全く希望の持てない年金であるという声も多かつたわけです。

そういう中で、私は女性の年金については毎度発言をしてるわけですから、まず今回の年金制度改革改正案の「基本的な考え方」というところに、「公的年金制度を長期的に安定して運営していくためには、給付と負担の均衡を図ることが不可欠である。年金制度改革改正の枠組みを決めるためには、給付と負担をどのような水準で均衡させるかが非常に重要な課題である」とうたつてゐるわけですね。しかし、その基本的な枠組みの中に

は、人口の半数を占める女性の年金のあり方についてはこれは別になつて先送りになつています。

そのことはまさに片肺の飛行機のよくなものであつて、年金制度の長期的な安定を描くことは私は決してできないと考えます。

その上に現行の男女格差を前提としたまでの給付抑制策ですから、これがより女性に厳しい内容を押しつけてくるということになつて、これは決してできないと考えます。

これは、私は早く検討しなければならないと思います。その認識は持つておりますが、いろいろこの委員会で特に女性の議員の皆さん方から御指摘を受けまして、いろいろな方にお聞きしますと、現状においても意見が、特に女性の中でも意見が分かれている。しかも、まだサラリーマンであるとか労働組合なんかの方にもいろいろ聞いてみたところ、なかなか意見が一本化しにくい面があるんじゃないかということを率直に認めざるを得ません。

しかし、だからといって、いつまでもほつておいていいという考え方ではありませんし、基本的に私は何度もここで申し上げておりますけれども、あくまでも女性の年金権といふものを世帯単位ではなく個人単位として考えてどうやっていくかというような方向で、要するにできるものから何とか一つでも二つでも前進をしていきたい、こ

までの、この点についても何回も私たちは迫っていますけれども、早急に重要な問題として直ちに改革に取り上げるよう大臣にお願いしたいんですけど、いかがですか。

○国務大臣(丹羽雄哉君) 女性と年金の問題につきまして、この委員会で御指摘もござりますし、各方面からこの問題につきましてさまざま御意見がございますことも十分に承知はいたしております。

女性と年金の問題の中で幾つかの問題点、例えば専業主婦の保険料の問題、一千二百万人のサラリーマンの専業主婦にもその負担を求めることが適當なのかどうか、それから遺族年金の廃止であるとか、給付水準の引き上げの制度の変更に伴う問題であるとか、それから年金制度にとどまらず、これはあくまでも民事法における、例えば離婚時の財産分与のあり方、さらに税制における配偶者の取り扱い、こういうもろもろの社会保障など幅広く検討する必要があるのではないかと思つております。

これは、私は早く検討しなければならないと思います。その認識は持つておりますが、いろいろこの委員会で特に女性の議員の皆さん方から御指摘を受けまして、いろいろな方にお聞きしますと、それから、就労形態も非常に変わつてきていますし、婚姻関係も多様化しておりますね、離婚とか同棲とか単身とかシングルマザーとか。そして高齢人口は女性の方が多いわけです。それに沿つた年金の内容にしなきゃいけない。

ただ一つ申し上げておきたいのは、今、雇用労働人口の中で女性は二千百二十四万人働いているんです。しかし、その人たちの最近の傾向はもう半分以上がフルタイムからパート、正規職員から非正規職員、派遣とかそういう労働、臨時とかにずっと切り替えられているから、ますます低賃金になつていています。

つい最近も聞いたんですが、女性は二つ仕事をする。夜の方が少し賃金が高いので、それで二つ仕事をかけ持つてやつていて。そうすると、年間時間を見ればたら、三千時間働いて年収三百萬円だという、そういう母子家庭の実態も出でているわけです。これは私は特別なことを言つてないんじやないんです。そういう面で、非常に働く女性がふえるんだけれども、逆に低賃金の人があふえていく。非正規社員がふえている。これは労働問題だとおっしゃるかもしれないけれども。

だから、年金の問題は総合的に早く検討しないでいくことと、それからそういう非正規の組んでいくことが、これから少子高齢化社会であればあるほどとても重要なことでございま

んで。それが年金財政への今後の影響ということがあります。とても大きな意味があるという面で、私はぜひパートタイムや派遣労働の人などの非正規労働者が厚生年金に加入しなければならないような、そういう制度につくりかえていただきたい。それは法制度の上でもやつていただきたい。このことを強く要望しておきますが、大臣、これは約束をしてください。

○国務大臣(丹羽雄哉君) 今、委員御指摘のようなパートであるとか派遣労働者の非正規の就労者への厚生年金適用でございますが、現在でも労働時間が通常の労働者の四分の三以上の方につきましては、賃金の多寡にかかわらず厚生年金が適用される。こういうことになつておるわけでござります。常用雇用者をなるべく厚生年金の被保険者とする基本的な考え方方に立つてさらに努力をしていきたい、こう考へておるような次第でござります。

○清水澄子君 きょうの公聴会でも問題になりましたが、厚生省の社会保険庁の資料によりましても年金の中で第一号被保険者の方が非常にふえてますね。これは、リストラやそういうことで国民年金に入る人たちの方が四・三ポイントも最近ふえているわけです。そして、その中で国民年金の免除を申請する人の数があつてきている。それから未納者の数があつてきている。そういう意味で、年金受給権なしの人たちの数とか、こういう今の年金状況の中で、今日の経済状況がこういう変化をあらわしているんですね。そういう中では、やっぱり基礎年金の二分の一を一日も早く実行するということが非常に重要だと思います。そのことが一つ。それからもう一つだけ、もう時間がないので統けて言います。

今次の年金改正案というのは、非常に基本的な問題を先送りしている。これは、今も申し上げたように機械的に負担の見直しとか総報酬制の導入などの影響を計算している。それで、賃金上昇率は年一・五%だと、物価上昇率は一・五%だと

か、運用利回りは四%などとなつて、そして国庫負担割合の問題とか第三号被保険者とか女性の問題とかパートの問題とか国民年金の加入、未加入の問題とか、そういう現状を改革しなければならないものをすべて先送りした中で、現行制度の財政面のみからの手直しとして出発している。こういう厚生省の論の立て方は、私は本当に転倒していると思います。ですから、今次の改正は私は絶対に即しているのかどうか、非常に不思議であります。年金白書によりますと、パートは、いわゆる過措的なものだといふうに思いますけれども、大臣はどうのよにお考へになつていらっしゃいますか。

○国務大臣(丹羽雄哉君) 今回の年金法の改正は、大変深刻化する少子高齢化社会におきまして、わかも、大臣はどうのよにお考へになつていらっしゃいますか。

同時に、先ほど御議論になつております国庫負担の三分の一から二分の一ということでございま

ますが、これにつきましては、私個人もかねてか

らそういうような主張を持っておりますし、今回

の附則の中においても、安定した財源を確保して

できるだけ早く二分の一に引き上げると、こうい

うことでございます。

○堂本暁子君 参議院の会の堂本暁子です。

従来、年金の制度、今回四共済もありますけれども、そういった制度間の不平等、あるいは農業

とか自営業とサラリーマンとの間の職種間の不

平等に特に焦点を絞らせていただきたいんです

ています。

前回、農林共済の問題を議題にして、そのとき

に農林共済のパートタイムの方は三万人とい

う資

料をいたしました。これは非常に少ないんでは

ないか。ある広域合併した農協では六百人中二百

人がパートだというのもあります。果たしてこれ

が実態に即しているのかどうか、非常に不思議で

あります。

年金白書によりますと、八年度が八・六

%、前にさかのほりますが七年度が八・三とい

う数字でございます。その後、まだ統計が整つてお

りませんで、ございませんが、九年度で九・六%

といふことになつております。

前回、農林共済の問題を議題にして、そのとき

に農林共済のパートタイムの方は三万人とい

う資

料をいたしました。これは非常に少ないんでは

ないか。ある広域合併した農協では六百人中二百

人がパートだというのもあります。果たしてこれ

が実態に即しているのかどうか、非常に不思議で

あります。

年金白書によりますと、八年度が八・六

%、前にさかのほりますが七年度が八・三とい

う数字でございます。その後、まだ統計が整つてお

りませんで、ございませんが、九年度で九・六%

といふことになつております。

前回、農林共済の問題を議題にして、そのとき

に農林共済のパートタイムの方は三万人とい

う資

料をいたしました。これは非常に少ないんでは

ないか。ある広域合併した農協では六百人中二百

人がパートだというのもあります。果たしてこれ

が実態に即しているのかどうか、非常に不思議で

あります。

年金白書によりますと、八年度が八・六

%、前にさかのほりますが七年度が八・三とい

う数字でございます。その後、まだ統計が整つてお

りませんで、ございませんが、九年度で九・六%

といふことになつております。

前回、農林共済の問題を議題にして、そのとき

に農林共済のパートタイムの方は三万人とい

う資

料をいたしました。これは非常に少ないんでは

ないか。ある広域合併した農協では六百人中二百

人がパートだというのもあります。果たしてこれ

が実態に即しているのかどうか、非常に不思議で

あります。

年金白書によりますと、八年度が八・六

%、前にさかのほりますが七年度が八・三とい

う数字でございます。その後、まだ統計が整つてお

りませんで、ございませんが、九年度で九・六%

といふことになつております。

前回、農林共済の問題を議題にして、そのとき

に農林共済のパートタイムの方は三万人とい

う資

料をいたしました。これは非常に少ないんでは

ないか。ある広域合併した農協では六百人中二百

人がパートだというのもあります。果たしてこれ

が実態に即しているのかどうか、非常に不思議で

あります。

年金白書によりますと、八年度が八・六

%、前にさかのほりますが七年度が八・三とい

う数字でございます。その後、まだ統計が整つてお

りませんで、ございませんが、九年度で九・六%

といふことになつております。

前回、農林共済の問題を議題にして、そのとき

に農林共済のパートタイムの方は三万人とい

う資

料をいたしました。これは非常に少ないんでは

ないか。ある広域合併した農協では六百人中二百

人がパートだというのもあります。果たしてこれ

が実態に即しているのかどうか、非常に不思議で

あります。

年金白書によりますと、八年度が八・六

%、前にさかのほりますが七年度が八・三とい

う数字でございます。その後、まだ統計が整つてお

りませんで、ございませんが、九年度で九・六%

といふことになつております。

前回、農林共済の問題を議題にして、そのとき

に農林共済のパートタイムの方は三万人とい

う資

料をいたしました。これは非常に少ないんでは

ないか。ある広域合併した農協では六百人中二百

人がパートだというのもあります。果たしてこれ

が実態に即しているのかどうか、非常に不思議で

あります。

前回、農林共済の問題を議題にして、そのとき

に農林共済のパートタイムの方は三万人とい

う資

料をいたしました。これは非常に少ないんでは

ない

幅広く議論の素材を提供して国民的な議論の喚起に努めていきたい、こういうところです。

いずれにいたしましても、委員御指摘のように、今後とも、年金に関する情報公開を行いまして、国民的な議論を十分に尽くして、そして何よりも国民の皆さん方に御理解をいただかなければなりません、合意を得ながら制度の運営に取り組んでいきたい、このように考へて次第でござります。

○堂本暁子君 けさの公聴会で何人かの方の御意見の中でも、審議会の委員でいらっしゃる方でも、結構今度の改正については批判的な御意見が多いことに驚きました。

例えば高山先生も、学生が、いわゆる収入のない人が年金に入る、そういう社会保障の制度に入ること、異常だということを何人かの方がおつしやつて、日本は非常に例外的な国であると。私もよそのことを知らなかつたのですから、どうかなと思つて伺いました。実際に働き始めるのは、十八歳から大学院を出れば三十歳の人もいる、入り口がそういうふうにぱらぱらなのであれば出でてもぱらぱらでもいいのではないかというふうにおつしやつたんですね。それを六十五歳で切つてしまふのは一体どうしたことなのだろうか。そして、実際に六十歳から今度六十五歳に引き上げても、現時点では一%から三%、五万人程度である、そのことのために今景気が悪いときにもしろ労働意欲をそぐことになるのではないかということを高山先生はおつしやつたんです。私も本当にそのところはそう思います。

今回、財政的な理由からの改正というのは理解いたします。しかし、この間ずっと申し上げてきましたように、今回の改正では不公正はどうも十分に正されない。これは女性の問題だけではないです。いろんな是正が必要だと思う。

例えば、きょうの公聴会でもう一つ印象に残ったのは零細企業。会社に勤めていても会社が厚生

年金に入らないそいつた零細企業では、夫と妻はともに一号の被保険者になる。そうすると同じ妻の立場にいてもむしろ収入が少なければ少ないほど二万六千円の保険料を払うわけです。それに対して、大企業だったら妻は免除されている。こういう不合理が実際に出てきているわけです。これは別に女性の問題ではなくて、やはり男性でも同じだと思います。厚生年金に入れなくて第一号の被保険者になると、いうようなことがあるということをきょうおっしゃいました。

私がそのところで、るる今までにも申し上げてきましたけれども、どうしても今回やればやるほどだんだん納得がいかなくなつてきてる最大の理由は、こういう保険制度を統けてると社会保障のあり方というのが、一号、二号、三号の間の不公平あるいは制度間の不公平、それから一番大きいのは職種間の不公平、そしてどう考へてもやはり貧しい人の方にしわ寄せが行くようなことに、この零細企業の場合をとっても間違ひなくなつていると思います。実態を考えるとそうだと思うんです。それから、農村の女性の場合もそういうふうに言えます。

従来の制度というのは高度経済成長期に生産と企業に利するような形で寄与してきた、これは事実だらうというふうに思ふんです。七五年の改正については、大臣は女性に年金権を与えた改正なのだと何度もおつしやった。確かに年金権は与えられたかもしれない。しかし、その改正ゆえに性役割の分担、男は仕事、女は家庭という性役割が固定化したことが一つ。そして、そのために男性が会社人間化せざるを得なかつた。だから過労死とか五十歳の自殺なんというのは本当に苦しいことなんですが、それがそういう形で出てきた。女性の意見が分かるとおっしゃいますけれども、女性の意見が分かれるという問題よりも、こういう制度のための社会構造がやはり晩婚化を生み、少子化を生んでいるということを一番最初のとき申し上げました。

がなぜこのことが今回の改正に入らないことに大変不満を抱いているかといいますと、社会保障制度審議会の九五年の準備作業として九四年九月に出された社会保障将来像委員会第一次報告というのがあります。

その中でどう言つてはいるかというと、妻は家庭内にとどまり夫に扶養されるのが一般であつた家庭の姿を前提とした社会保障、税制などの社会制度を見直し、主として常用の男子労働者を念頭に置いて構築されたこれまでの社会保障制度を再編し、世帯単位中心のものからできるものについては個人単位に切りかえることが必要である。

これは九四年です。五年前に言われている。五年前に言われているにもかかわらず、今二〇〇〇年ですね、もう六年たつている。なのに、これはこれからも課題でございますというふうに厚生省も大臣もずっと答弁されている、これから審議会でやります。これは五月になつたらやります。

これは、女性の問題でも学生の問題でも何でもなくて、やはり日本の社会構造の問題だらうと思うんです。高度経済成長期の社会構造から低成長期の社会構造への転換をするために一体どうあるべきなのかということだと思うんですね。

私は、もうこのことで多くを述べるつもりはないんですけども、やはり審議会のあり方自体も間違っていると思います。審議会の中はどういう方が入つていらっしゃるかというと、専ら学識経験者が七人、それから組合、労働界から四人。一号被保険者の妻の立場とか零細企業の事業主の方とかそういう方は、意見は聞くのかもしれないが、審議会のメンバーには入つていない。だから、意見を聞き及んでそれで終わってしまう。農村の妻の立場で入つてある方がおられるでしょうか。そういった方もおられない。

これでは、私は、抜本的な改革をしない限り女性の問題だけに特化してもだめである、あくまでも抜本的な問題を解決しない限りこういつた矛盾を次から次へとまた引きずつて五年、十年とたつていったときに社会自体が非常に疲弊するという

ふうに考えますが、大臣がそこでいつも申していませんけれども、これは意見が合う合わないの問題ではない、やはり大臣の決断だと思います。政治の決断が必要です。そうでない限りできないと思つておりますが、はつきりしたお返事をぜひともいただきたいと思います。

○國務大臣(丹羽雄蔵君) 委員からさまざまなか題点の御指摘がありました。

一部の御意見については私もなるほどなという部分がないわけではございませんが、一部についてはそこまでお考えになるのもちょっとどうかなということが、率直な話、私なりに考えました。ただ、大切なことは、今いろいろな問題がありますけれども、将来にわたってこの年金制度といふものをどうやって長期的に安定させていくかという問題でありますし、それから、委員からはたびたび指摘されておることは、女性のいわゆる社会進出というのが年々進む中において、自立して働く女性という視点で年金制度のあり方を考え、年金制度というものを基本的に世帯単位中心から個人単位に組みかえていく、こういうようなこともありますたわけござります。

私も基本的にその方向が望ましいということをこの場で申し上げました。そして、実際に個人単位化を進めた場合にはいろいろな、先ほどから申し上げておりますが、これを言うとまたおまえはぐずだと、こうおしかりを受けるようございますけれども、率直に申し上げて、私は別段いろいろな御批判というものを一身に浴びることはやぶさかではないんですが、やっぱり国民の皆さん方の大勢の御意見といいますか、成熟していかないと実際問題なかなか難しい問題であると。

何も選挙が怖いとか一部団体が怖いとか、そういうことではなくて、やっぱりまだ十分について御議論をいただきたいということであつて、先ほどからずっと皆さん、私の方に注目していただいているますが、皆様方の御主張は御主張として私なりによく理解できます。しかし、まだま

だ国民全体の中においてさまざまなお見があるということ、ぜひともこれも御理解をいただきたい。

そういう意味において、ぜひともやっぱりこの問題を、この年金というものは大変大きな問題でございますし、女性のいわゆる就業の実態であるとか、あるいは社会におけるさまざまなお見方といふのをすべて年金に絡ませるという考え方にはいささか、ちょっと首をかしげるんですが、いずれにいたしましても、私どもと先ほど来委員あるいは女性委員の方々が指摘している方向性は変わらないわけでございますので、私も精いっぱい努力をしていきたい、このような決意でございます。

○堂本暁子君 女性のことを言つていましたから女性のことでお答えくださいましたが、女性の問題だけではないと思います。

私は、北海道から沖縄の先まで国民の方がよっぽど成熟していると思うんですよ。私が六十五歳になったときに、六万七千円しか年金が来ないのか、それとも二十万円一生来るのか、これはその人の人生にとって大変なことです。だから、そういった意味で、みんながわかつてない、まだ成熟していないというのは、それは違います。成熟しているからこそ今不安なんですね。成熟しているからこんな複雑で何がどうなつていてるかわからなさいと申し上げているわけです。

この間たまたま子供の手記を読んでいたら、農

村のことを読んでいたら、きょう局長いらしてくれださったのであえて言わせていただきますけれども、小学生の子供です。母ちゃんの手はしづだらけだ、よく働いています。私は大きくなつたら働きなきやいけない、だけど母ちゃん見えてると嫌、絶対嫌と書いている子がいる。そういうものです。子供たちはみんな見ていています。今の両親がどういふ年金のもらい方ができるのか、おばあちゃん、おじいちゃんがどうなつていくのか、それを見て

いたいと思います。この間会つた女性の人は、私は強制的に保険を払うことをとめられましたという言葉を使いました。一万三千円それまで払っていた、八五年から払うこととめられた、私は従属的な立場に置かれました。夫に従属した立場に妻が置かれてしまった、それを国によつて強制されたという意識を彼女は持つています。

これは別に女の問題だけではない、零細の方もほど成熟していると思うんですよ。私が六十五歳になつたときに、六万七千円しか年金が来ないのか、それとも二十万円一生来るのか、これはその人の人生にとって大変なことです。だから、そうこれから農村の女性たちも、そして学生も長いこと研究して働いていない人もいる。そういう人たち一人一人にとって、だれもが不公平ではない、きちんと保険料を払えきちんと保険料を払えといずれは年金が幾らもらえるんだということがわかるような単純な私は税金方式には反対ですけれども、基礎年金も私は保険でやるべきだと思つてますが、少なくとも日本人だれもが平等だと感じる改正をこれから可及的速やかに、できるだけ早い時期にしていただきたいというお願いをして、もし御決意を伺えればあれば、もう時間が来ていると思ひますので、一言だけ伺つて、やめさせていただきます。

○國務大臣(丹羽雄哉君) 年金だけでなく、社会保険の中において全く矛盾点がないと言つたらうございます。ただ、この二十五年という資格期間を短縮するという問題につきましては、これは二十歳から六十歳の間の四十年間の中での二十五年ということになります。

ただ、この二十五年という資格期間を短縮するためには、年金の受給権がいつからいつまであるか、いつまで支払われるか、いつまで年金を受給するかなどといった問題が発生します。そこで、年金の受給権がいつからいつまであるか、いつまで支払われるか、いつまで年金を受給するかなどといった問題が発生します。

○政府参考人(矢野朝水君) 行政監察の指摘を受けましていろいろ内部で検討をいたしましたがござります。

ただ、この二十五年という資格期間を短縮するためには、年金の受給権がいつからいつまであるか、いつまで支払われるか、いつまで年金を受給するかなどといった問題が発生します。そこで、年金の受給権がいつからいつまであるか、いつまで支払われるか、いつまで年金を受給するかなどといった問題が発生します。

○西川きよし君 私が質問させていただいたのは税制上の問題であるとか、さまざまなお見点がありますけれども、私はやはり、委員が御指摘のように、国民の皆さん方が少しも納得して社会保

障、いわゆるお互いに支え合うということに協力していただけるような方向を目指してやつていかなければならぬ、こういうような決意を持つて一步一歩、なかなか厳しい道でございますが歩んでいく決意でございます。

○西川きよし君 どうぞよろしくお願ひいたします。

私は、本日は、平成十年に出されました総務庁の行政監察に対する厚生省の回答を読ませていただきました。だいたんですかれども、その中から、いろいろ今回この改正案の中におきまして、例えば学生さん

の保険料の納付のあり方、この行政監察の勧告に沿うような改善も盛り込まれております。そ

して中で、二十五年という加入期間が不足するため基礎年金の受給権が発生しない、こういう方に對して特例的に減額年金を支給する制度の導入については盛り込まれております。

この問題については、昨年も私は質問をさせていただき、たびたび諸先生方からも御指摘がございましたけれども、まずこの問題に対してもような検討が行われたのか、お伺いしたいと思いま

す。

○政府参考人(矢野朝水君) お尋ねの事件でござりますが、被害者が二日後に死亡しているため

に詳細は不明なところが多いわけですが、お尋ねのように、昨年五月二十八日、この事件の加害者が神奈川県の平塚市役所に年金相談に訪れました。年金担当者はこの加害者に対しまして、六十歳まで保険料を支払つても年金を受給するため必要な資格期間を満たさないため年金受給に結びつかないということ、それからさらに六十五歳までの高齢任意加入によりまして年金を受給するた

めに必要な資格期間を満たすことができる、その旨を説明いたしましたが、加害者は納得せず、これまでの支払い分を返すように主張したことからこの事件に至つたというふうに承知をしておりま

す。

○西川きよし君 犯罪は犯罪として本当に厳正に裁かなくてはいけないと思うんですけれども、報

道によりますと、この事件の背景には、ただいまの御答弁にもありましたように、二百五十一ヵ月

分の保険料を払いながらも給付を受けることができなかつた、つまり二十五年、三百ヵ月というよ

うなことが達成されていなかつたわけですから

も、この件に限らず改めて検討が必要ではないか

といふふうに思うわけです。

この監査の報告書にもありますけれども、既に適用している被保険者の中にも、平成八年度以降

の保険料を納付しても老齢基礎年金の受給資格が生じない者が何と三万九千人いるという、これは厚生省の調査でございますけれども、厚生省では

この数字 자체をどういうふうに受けとめていらっしゃるんでしようか。

○政府参考人(矢野朝水君) これまで二十五年の資格期間を満たせるようにということで、例えば

最大七十歳まで任意加入できる、あるいは過去の海外在留期間をこの二十五年の期間に含める、あるいは第三号被保険者につきましては届け出を行えば過去にさかのばって保険料納付期間に算入する、こういったいろいろな手を打つてきたわけでござりますけれども、まだ四万人近くの方がいらっしゃる。こういう方は、過去の未納・未加入期間が長いために、障害年金とか遺族年金には結びつきますけれども自分の老齢年金には結びつかないということで、非常にお気の毒な方でござります。

こういった方につきましては、なかなか難しいですけれども、やはり本人に納得していただけ

るということが大事じゃないかと思っておりますし、それからまた、より根本的には、年金の広報といいますか、こういった問題にもっともっと取り組んでいかなきゃいけない、こういう認識をいたしております次第でございます。

○西川きよし君 今、矢野年金局長も御答弁いた

だきました障害基礎年金、遺族年金という部分の受給可能性はよくわかるんですけれども、それま

でには本当に長年にわたり保険料を日々朝早くか

ら夜遅くまで一生懸命働いてこつこつと納めたわ

けです。実際に多くの市町村の窓口では、こうし

た方々を適用するのはまことに困難であるとい

うことでござります。自分に責任があるといえればあ

るのかも知れませんけれども、そのあたりをよくお考

えいただきて、過去はどうあれというのは言

い過ぎかもわかりませんけれども、過去はどうあ

れ、まじめに保険料を支払っている人の努力が報

われるよう年金制度としてこたえてもらいたい

というふうに我々は思うわけです。

再検討の余地というのはいかがなものでしょ

うか。これは厚生大臣にお答えいただきたいと思

います。

○国務大臣(丹羽雄哉君) ゼひとも御理解をいた

だきたいのは、年金制度というのは、長い間保

険料を納めていただけで、そしてそれに対して老後

に給付を受ける、こういう仕組みである、こうい

うことでございます。

うことでございます。本来、この公的年金は、二

十から六十歳までの四十年間加入していただく、

こういう上で受給していくことだと思います。

ですが、最低二十五年間は保険料を拠出してい

ただくということは、先ほど局長からも答弁がございましたけれども、必ずしも長過ぎる期間では

ない、こう考えております。

ですから、私は委員の御指摘は、大変心の優し

い委員でございますからこれはわかるんですが、そ

れがなければ年金制度というものは成り立たない

んだということをぜひとも御理解を賜りたいと

思っております。

○西川きよし君 御丁寧な御答弁、ありがとうございます。

何いしておりますけれども、何とかそのあたりを、

一回と言わずに何回も何十回もこうして質問をさ

せていただいているわけでござりますけれども、

どうぞよりよい方向に向けていただければという

ふうに思います。

次に、免除制度についてお伺いをしたいと思う

んですけれども、半額免除制度、そして学生納付

の特例制度がこの改正案に盛り込まれております。

この点について、昨年の委員会で行政監察の

勧告内容に沿つて質問させていただいたわけです

けれども、一つは生命保険料など支払い額を免除

の可否の判断要素とする方式の見直し、そして二

つ目は申請免除に係る審査、決定の厳格な実施に

ついてという点でござりますけれども、矢野局長

の御答弁では抜本的に改善をするということでございましたけれども、いかがなものでございま

しょうか。

○政府参考人(矢野朝水君) 先般の御質問を受け

まして、抜本的に改善すべく見直しをやつておる

わけでございます。特に、今回の改正で半額免除

制度ですとか学生の納付特例制度、こういった制

度が今回新たに設けられるわけでございます。し

たがいまして、こういった問題とあわせまして、

免除をもつとわかりやすい基準にする、わかりや

すい仕組みにする、簡潔な仕組みにするというこ

とで今検討を進めております。

○西川きよし君 次に、法定免除についてお伺い

したいと思います。

まず、この法定免除について御説明いただきた

いと思います。

○政府参考人(矢野朝水君) これは、国民年金が

昭和三十六年に発足したわけでございますけれど

も、国民年金は自営業の方とか農家の方とか所得

がある意味では非常に不安定な方、こういった方

も多数含まれておるわけでございます。しかも四

十年間加入しなきゃいけない、こうしたことでも

ざいますので、そういった場合に保険料納付が所

得が下がってできない、こういった方については

免除制度というのを設けたわけでございます。そ

の中でも、こういった方はもう保険料納付は非常

に難しかろうということで、法定免除というこ

とで、法律に該当すれば即自動的に免除を受けられ

る、こういう方が法定免除ということをございま

す。

具体的に言いますと、障害年金の受給権者であ

ること、それから生活保護法による生活扶助等を

受けている、こういった方につきましては当然免

除が受けられるということでございます。しかし、

こういう方でも希望すれば納付するということ

は、これは自由でござります。

○西川きよし君 最後の質問になりますが、厚生

大臣に御答弁をいただきたいと思います。

この法定免除の対象になつて、よく聞いて

いただきたいんですが、例えば障害年金の受給者、

特に内部障害の方などは、障害の程度が軽くなつ

て障害の状態ではなくなることがあるわけです。

この場合は、当然ながら障害年金は打ち切られる

ことになるわけですから、その後、高齢になつた

ときにはこの免除期間については三分の一の給付と

なつてしまします。この点で、幸いに障害が軽く

なつたものの、その後の生活状況を考えたときに

はこれはまた大変老後が不安であるという声がた

くさんございます。この法定免除期間につきまし

ては、三分の一ではなく三分の三の保障をするべ

きではないかなと私も思いますし、意見もたくさんございます。なかなか満額をと申しましても、

いい、そうですかというふうにはお答えはいただけないと思うんです。

そこで、国庫負担が二分の一となりましたとき

にはこのようなケースにおいても二分の一は保障

されると我々は理解してもよろしいんでしょう

か。この御答弁を大臣にいただいて、質問を終わ

りたいと思います。

○國務大臣(丹羽雄哉君) 保険料免除期間につき

ましては、この老齢基礎年金の算定に当たりまし

て国庫負担分に対応する三分の一の給付がなされ

ていると。

○國務大臣(丹羽雄哉君) 保険料免除期間につき

ましては、この老齢基礎年金の算定に当たりまし

て国庫負担分に対応する三分の一の給付がなされ

ていると。

○國務大臣(丹羽雄哉君) 保険料免除期間につき

ましては、この老齢基礎年金の算定に当たりまし

て国庫負担分に対応する三分の一の給付がなされ

ていると。

○西川きよし君 御質問の趣旨は、国庫負担を二分の一に引き上

げた場合にはどうか、要するに免除期間の取り扱

いはどうなるのか、こうしたことだと思いますが、

これはまだ実際問題としていつ、私は先ほどから

できるだけ早く二分の一を実現しなければならな

いということを申し上げておりますけれども、仮

定の話でございますけれども、国庫負担の引き上

げの時点でこの取り扱いについては当然検討しな

ければならないと思います。私といたしましては、

国庫負担の給付というのは、三分の一が二分の一

になつた場合には、やはり従来どおり二分の一で

行われるというものが筋かなと、こういう気持ちを

持つておるような次第でございます。

○西川きよし君 ありがとうございました。

○委員長(狩野安君) 本日の質疑はこの程度とし、

十五分間休憩いたします。

午後五時三十分休憩

午後五時五十五分開会

○委員長(狩野安君) ただいまから国民福祉委員会を開会いたします。(発言する者多く、議場騒然) 開会いたします。

ただいまから国民福祉委員会を開会いたしました。……(議場騒然、聴取不能) ……山崎さん……

：（議場騒然、聽取不能）

○山崎昭君 私は、国民年金法等の一部を改正する法律案、年金資金運用基金法案、年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律案、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案、私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案、農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案及び業務の承継等に関する法律案、国

家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案、私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案、農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案を議題とし、七案の質疑を終局することの動議を提出いたします。（発言する者多く、議場騒然）

○委員長（狩野安君） ……山崎さん……（議場騒然、聽取不能） ……本……されました。……

○山本保君 私は、……（議場騒然、聽取不能）平成十一年……どうぞ御賛同いただきたいと思ひます。

○委員長（狩野安君） ……（議場騒然、聽取不能） ○山崎正昭君 私は、七案並びに修正案についての討論を省略し、直ちに七案一括して採決に入ることの動議を提出いたします。

○委員長（狩野安君） ……（賛成、賛成）と呼ぶ者あり、その他発言する者多く、議場騒然、聽取不能）

午後六時

〔委員長退席〕

本日の本委員会における再開後の議事経過は、次のとおりである。

○国民年金法等の一部を改正する法律案（第百四十五回国会閣法第一一八号）

○年金資金運用基金法案（第百四十五回国会第一一〇号）

○国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案（第百四十五回国会閣法第一二一号）

○私立学校教職員共済法等の一部を改正する

法律案（第百四十五回国会閣法第一一二二号）

○農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案（第百四十五回国会閣法第一二三号）

○地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案（第百四十五回国会閣法第一一二四号）

右七案を議題とし、質疑を終局した後、いずれも修正議決すべきものと決定した。

三月十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充実に関する請願（第四八九号）

一、介護保険制度の緊急改善・拡充に関する請願（第四九〇号）

一、社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願（第四九一号）

一、婦人保護事業にかかる社会福祉事業法改正に関する請願（第五〇一号）

一、乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充実に関する請願（第四九二号）（第四九三号）

一、安心できる年金改革、医療の患者負担増減回に関する請願（第五〇二号）

一、社会保障の拡充、医療の患者負担増減に関する請願（第五〇三号）（第五〇四号）（第五〇五号）（第五〇六号）（第五〇七号）（第五〇八号）（第五〇九号）（第五〇一〇号）

一、婦人保護事業にかかる社会福祉事業法改正に関する請願（第五〇二号）

一、乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充実に関する請願（第五一一号）

一、社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願（第六一五号）

一、介護保険制度の緊急改善・拡充に関する請願（第六一六号）

一、乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充実に関する請願（第六一七号）

一、介護保険等の緊急な改善に関する請願（第六一八号）

一、婦人保護事業にかかる社会福祉事業法改正に関する請願（第六一九号）（第六二〇号）

一、安心できる年金改革、医療の患者負担増減回に関する請願（第六二一号）

一、社会保障拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願（第六二七号）

一、年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に関する請願（第五五〇号）（第五五一号）

一、社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願（第五五二号）

一、安心できる年金改革、医療の患者負担増減に関する請願（第五五三号）（第五五四号）（第五五五号）（第五五六号）（第五五七号）（第五五八号）（第五五九号）（第五六〇号）

一、安心できる年金改革、医療の患者負担増減に関する請願（第五五〇号）（第五五五号）

一、介護保険の緊急改善策に関する請願（第六二九号）

一、介護保険制度の緊急改善・拡充に関する請願（第六七七号）

一、乳幼児医療費負担の引上げ反対、介護保険の緊急改善に関する請願（第六七八号）

一、介護保険の緊急な改善に関する請願（第六七九号）

一、介護保険制度の緊急改善策に関する請願（第六八〇号）

一、社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願（第六八一号）

一、介護保険制度の緊急改善・拡充に関する請願（第六八二号）

一、婦人保護事業にかかる社会福祉事業法改正に関する請願（第六八三号）

一、安心できる年金改革、医療の患者負担増減に関する請願（第六八四号）

一、介護保険の緊急改善に関する請願（第六八五号）

一、社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願（第六八六号）

一、介護保険による良い歯科医療の実現に関する請願（第六八七号）

一、医療費負担の引上げ反対、介護保険の緊急改善に関する請願（第六七八号）

一、介護保険の緊急な改善に関する請願（第六七八号）

一、介護保険制度の緊急改善・拡充に関する請願（第六七八号）

一、社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願（第六七八号）

一、介護保険制度の緊急改善・拡充に関する請願（第六七八号）

一、婦人保護事業にかかる社会福祉事業法改正に関する請願（第六七八号）

一、安心できる年金改革、医療の患者負担増減に関する請願（第六七八号）

一、介護保険の緊急改善に関する請願（第六七八号）

一、社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願（第六七八号）

一、患者負担の再引上げ反対、安心してかかり

一、安心できる年金改革、医療の患者負担増減に関する請願（第六七八号）

一、介護保険の緊急改善に関する請願（第六七八号）

一、社会福祉の拡充等に関する請願（第六七八号）

一、介護保険の緊急な改善に関する請願（第六七八号）

一、社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願（第六七八号）

一、介護保険制度の緊急改善・拡充に関する請願（第六七八号）

一、婦人保護事業にかかる社会福祉事業法改正に関する請願（第六七八号）

一、安心できる年金改革、医療の患者負担増減に関する請願（第六七八号）

一、介護保険の緊急改善に関する請願（第六七八号）

一、社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願（第六七八号）

一、患者負担の再引上げ反対、安心してかかり

やすい医療に関する請願(第七二六号)

一、年金改悪反対、安心して暮らせる老後保障

に関する請願(第七二七号)

一、患者負担を元に戻し、安心してかかりやす

い医療の充実に関する請願(第七二八号)

一、国民健康保険制度の充実・発展に関する請

願(第七二九号)

一、介護保険制度の緊急改善・拡充に関する請

願(第七三〇号)

一、乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充

実に関する請願(第七三一号)

一、乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充

実に関する請願(第七三二号)

一、乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充

実に関する請願(第七三三号)

一、乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充

実に関する請願(第七三四号)

一、乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充

実に関する請願(第七三五号)

一、乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充

実に関する請願(第七三六号)

一、乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充

実に関する請願(第七三七号)

一、乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充

実に関する請願(第七三八号)

一、乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充

実に関する請願(第七三九号)

一、乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充

実に関する請願(第七四〇号)

一、乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充

実に関する請願(第七四一号)

一、乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充

実に関する請願(第七四二号)

一、乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充

実に関する請願(第七四三号)

一、乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充

実に関する請願(第七四四号)

一、乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充

実に関する請願(第七四五号)

河合佳枝 外二千九百九十九名
紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第四五二号と同じである。

第四九一号 平成十二年三月三日受理

社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願

紹介議員 石井 一二君

請願者 神戸市灘区友田町二ノ二ノ一 田 中喜代治 外九千九百七名

この請願の趣旨は、第一三号と同じである。

第四九二号 平成十二年三月三日受理

婦人保護事業にかかる社会福祉事業法改正に関する請願

紹介議員 照屋 寛徳君

請願者 埼玉県大宮市東大宮七ノ三一ノ一 五 藍芳子 外二十九名

この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。

第四九三号 平成十二年三月三日受理

婦人保護事業にかかる社会福祉事業法改正に関する請願

紹介議員 三重野栄子君

この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。

第五〇一号 平成十二年三月六日受理

安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に関する請願

紹介議員 今井 澄君

この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。

第五〇二号 平成十二年三月六日受理

安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に関する請願

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。

第五〇三号 平成十二年三月六日受理

安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に関する請願

紹介議員 阿部 幸代君

この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。

第五〇四号 平成十二年三月六日受理

安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に関する請願

紹介議員 阿部 幸代君

この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。

第五〇五号 平成十二年三月六日受理

安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に関する請願

紹介議員 阿部 幸代君

この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。

2 政府の年金法改正案のうち、厚生年金等の報酬比例部分の5%削減及び賃金スライド制の廃止を取りやめ、現行の給付水準を維持すること。

第三 履用と年金支給開始年齢を接続するとともに、報酬比例部分の六十歳支給を維持し、基礎年金の前倒し受給についての減額率の改善を図ること。

二、医療改革なき負担増を撤回すること。

1 医療保険の診療報酬の引上げ、老人医療費の一割自己負担導入及び高額療養費について限度額の引上げを行わないこと。また、介護保険制度の導入に伴い、健康保険料を引き下げるのこと。

2 高齢者医療制度の改革など医療制度の抜本改革を平成十二年度中に実施すること。

3 改革を平成十二年度中に実施すること。

二、医療改革の診療報酬の引上げ、老人医療費の一割自己負担導入及び高額療養費について限度額の引上げを行わないこと。また、介護保険制度の導入に伴い、健康保険料を引き下げること。

1 医療保険の診療報酬の引上げ、老人医療費の一割自己負担導入及び高額療養費について限度額の引上げを行わないこと。また、介護保険制度の導入に伴い、健康保険料を引き下げること。

2 高齢者医療制度の改革など医療制度の抜本改革を平成十二年度中に実施すること。

3 改革を平成十二年度中に実施すること。

紹介議員 川本蘭子 外五百八十四名
この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。

第五三〇号 平成十二年三月六日受理

乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充実に関する請願

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。

第五三一号 平成十二年三月六日受理

乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充実に関する請願

紹介議員 長野県松本市芳川小屋北原町四七〇ノ一 柳澤忠幸 外五百八十四名

この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。

第五三二号 平成十二年三月六日受理

乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充実に関する請願

紹介議員 純方 靖夫君

この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。

第五三三号 平成十二年三月六日受理

乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充実に関する請願

紹介議員 小寺弘美 外五百八十四名

この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。

第五三四号 平成十二年三月六日受理

乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充実に関する請願

紹介議員 大沢 春美君

この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。

第五三四五号 平成十二年三月六日受理

乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充実に関する請願

紹介議員 千葉県市川市南大野二一ノ三 児玉三智子 外五百八十四名

この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。

第五三四六号 平成十二年三月六日受理

乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充実に関する請願

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。

第五三四七号 平成十二年三月六日受理

乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充実に関する請願

紹介議員 大沢 春美君

この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。

第五三四八号 平成十二年三月六日受理

乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充実に関する請願

紹介議員 北海道旭川市末広東三条二丁目

この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。

する請願 請願者 長崎県諫早市福田町四六ノ二三
金藤恵美子 外五百八十四名

紹介議員 笠井 亮君

この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。

第五三五号 平成十二年三月六日受理

乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充実に関する請願

請願者 群馬県高崎市高砂町二五ノ三ノ五〇九 吉田眞樹子 外五百九十五

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。

第五三六号 平成十二年三月六日受理

乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充実に関する請願

請願者 茨城県水戸市元吉田町一、九五五
ノ二四 斎藤長一郎 外五百八十四名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。

第五三七号 平成十二年三月六日受理

乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充実に関する請願

請願者 岩手県一関市関が丘五ノ一 高橋幸恵 外五百八十四名

紹介議員 須藤美也子君

この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。

第五三八号 平成十二年三月六日受理

乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充実に関する請願

請願者 秋田市新屋比内町一四ノ六〇 千葉康博 外五百八十四名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。

第五三九号 平成十二年三月六日受理
乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充実に関する請願

請願者 埼玉県狭山市狭山台一ノ一八ノ一
二 平沢秀元 外五百八十四名

紹介議員 富樺 練三君

この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。

第五四〇号 平成十二年三月六日受理

乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充実に関する請願

請願者 京都市山科区御陵久保町一ノ一
三 吉野一之 外五百八十四名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。

第五四一号 平成十二年三月六日受理

乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充実に関する請願

請願者 長崎県島原市上新丁二ノ二、五五
三 龍征子 外五百八十四名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。

第五四二号 平成十二年三月六日受理

乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充実に関する請願

請願者 横浜市保土ヶ谷区権太坂三ノ九ノ一
一ノ五一平井梨恵子 外五百八十四名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。

第五四三号 平成十二年三月六日受理

乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充実に関する請願

請願者 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来
一、九九一 山本美由紀 外五百八十四名

紹介議員 金田 勝年君

この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。

八十四名

する請願 請願者 東京都武蔵村山市緑が丘一、四六〇ノ四三七ノ五 三堀美奈 外五百八十四名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。

第四四四号 平成十二年三月六日受理

乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充実に関する請願

請願者 広島市東区上大須賀町二ノ二七
森下博之 外五百八十四名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。

第四四五号 平成十二年三月六日受理

乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充実に関する請願

請願者 沖縄県那覇市繁多川一ノ二二ノ一
金城朋美 外五百八十四名

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。

第四五六号 平成十二年三月六日受理

乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充実に関する請願

請願者 京都府宇治市明星町三ノ九ノ七三
森本さつき 外五百八十四名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。

第四五六号 平成十二年三月六日受理

乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充実に関する請願

請願者 神奈川県平塚市河内五三ノ一六八
鈴木信次郎 外四千四百二十二名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。

第五五〇号 平成十二年三月六日受理

年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に関する請願

請願者 神奈川県平塚市河内五三ノ一六八
年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に関する請願

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

第五五一号 平成十二年三月六日受理

年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に関する請願

請願者 北九州市小倉南区下曾根四ノ一四
ノ二 末永圭 外四千四百二十二名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

第五五二号 平成十二年三月六日受理

社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願

請願者 秋田市山王四ノ六ノ五 伊藤和雄
外七千八百三十五名

紹介議員 金田 勝年君

この請願の趣旨は、第一三号と同じである。

第五五三号 平成十二年三月六日受理

乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充実に関する請願

請願者 秋田市山王四ノ六ノ五 伊藤和雄
外七千八百三十五名

紹介議員 金田 勝年君

この請願の趣旨は、第一三号と同じである。

する請願

第五五四号 平成十二年三月六日受理

安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に関する請願

請願者 東京都板橋区高島平三ノ一ノ七

ノ六〇三 高島順子 外二万七千二百五十三名

二百四十一名

紹介議員 大脇 雅子君

この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第五五五号 平成十二年三月六日受理

安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に関する請願

請願者 栃木県小山市西城南四ノ二八ノ一

一 増田滋 外二万三千四百三十九名

紹介議員 日下部雅代子君

この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第五五六号 平成十二年三月六日受理

安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に関する請願

請願者 横浜市鶴見区矢向五ノ一〇ノ一七

ノ四一六 加藤実 外三万二千七百四十四名

紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第五五六号 平成十二年三月六日受理

安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に関する請願

請願者 茨城県北茨城市磯原町磯原一、六

三〇ノ二〇二 舟橋博 外三万三千六百六十四名

紹介議員 福島 瑞穂君

この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第五五六号 平成十二年三月六日受理

安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に関する請願

請願者 東京都中市住吉町三ノ八二ノ四

桑田唯 外四千四百九十八名

紹介議員 阿部 幸代君

この請願の趣旨は、第一三号と同じである。

第五五六号 平成十二年三月七日受理

安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に関する請願

請願者 埼玉県久喜市青葉二ノ七ノ三二

鈴木俊一 外一万五千七百二十九名

紹介議員 谷本 雄君

この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第五五八号 平成十二年三月六日受理

安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に関する請願

三ノ一〇三 中島隆英 外四千四百九十八名

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第一三号と同じである。

第五五九号 平成十二年三月六日受理

安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に関する請願

請願者 兵庫県水上郡市島町徳尾一、四〇

一ノ一 葛野和明 外三万五千五百四十四名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第五五六号 平成十二年三月六日受理

安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に関する請願

請願者 茨城県北茨城市磯原町磯原一、六

三〇ノ二〇二 舟橋博 外三万三千六百六十四名

紹介議員 福島 瑞穂君

この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第五五六号 平成十二年三月六日受理

安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に関する請願

請願者 東京都中市住吉町三ノ八二ノ四

桑田唯 外四千四百九十八名

紹介議員 阿部 幸代君

この請願の趣旨は、第一三号と同じである。

第五五六号 平成十二年三月七日受理

安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に関する請願

請願者 東京都西多摩郡日の出町平井一、一

一九六ノ四一七 上村行永 外四千九十八名

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第一三号と同じである。

第五五六号 平成十二年三月七日受理

安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に関する請願

請願者 東京都中市住吉町三ノ八二ノ四

桑田唯 外四千四百九十八名

紹介議員 阿部 幸代君

この請願の趣旨は、第一三号と同じである。

第五五六号 平成十二年三月七日受理

安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に関する請願

請願者 東京都中市住吉町三ノ八二ノ四

桑田唯 外四千四百九十八名

紹介議員 阿部 幸代君

この請願の趣旨は、第一三号と同じである。

第五五六号 平成十二年三月七日受理

安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に関する請願

請願者 東京都荒川区東尾久三ノ一四ノ一

〇ノ二〇一 小川祐子 外四千四百九十八名

三ノ一〇三 中島隆英 外四千四百九十八名

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第一三号と同じである。

第五五六号 平成十二年三月七日受理

安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に関する請願

請願者 東京都墨田区東向島二ノ三三ノ一

〇 德永初江 外四千四百九十八名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第一三号と同じである。

第五五六号 平成十二年三月七日受理

安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に関する請願

請願者 東京都足立区日ノ出町二七ノ二ノ八

八〇一 鈴木博 外四千四百九十八名

紹介議員 須藤美也子君

この請願の趣旨は、第一三号と同じである。

第五五六号 平成十二年三月七日受理

安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に関する請願

請願者 東京都小平市花小金井五ノ五一

ノ一 鈴木博 外四千四百九十八名

紹介議員 須藤美也子君

この請願の趣旨は、第一三号と同じである。

第五七七号 平成十二年三月七日受理

社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願

請願者 埼玉県川口市領家四ノ一三ノ二四
菅野義明 外四千四百九十八名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第一三号と同じである。

第五七八号 平成十二年三月七日受理

社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願

請願者 埼玉県春日部市柏塙四ノ三ノ五
高橋照男 外四千四百九十八名

紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第一三号と同じである。

第五七九号 平成十二年三月七日受理

社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願

請願者 東京都足立区千住四ノ五ノ八 小川賢一 外四千四百九十八名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第一三号と同じである。

第五八〇号 平成十二年三月七日受理

社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願

請願者 東京都江戸川区松江三ノ一八ノ一
小池茂 外四千四百九十八名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一三号と同じである。

第五八一号 平成十二年三月七日受理

社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願

請願者 神奈川県厚木市長谷一、〇三〇ノ八
佐藤雅己 外四千四百九十八

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第一三号と同じである。

この請願の趣旨は、第一三号と同じである。

第五八二号 平成十二年三月七日受理

社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願

請願者 東京都小平市天神町一ノ五三ノ三
ノ二一 岩野文明 外四千四百九十九名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第一三号と同じである。

第五八三号 平成十二年三月七日受理

社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願

請願者 東京都東村山市秋津町五ノ一九ノ八
川村晴夫 外四千四百九十八

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第一三号と同じである。

第五八四号 平成十二年三月七日受理

社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願

請願者 東京都葛飾区龜有二ノ三三ノ一七
ノ四〇三 五十嵐元昭 外四千四百九十八名

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第一三号と同じである。

第五八五号 平成十二年三月七日受理

社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願

請願者 東京都杉並区梅里一ノ二ノ一四
久保田タエ 外四千四百九十八名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一三号と同じである。

第五八六号 平成十二年三月七日受理

社会保険制度の緊急改善・拡充に関する請願

請願者 江田正司 外八百三十六名

紹介議員 阿部 幸代君

この請願の趣旨は、第四五二号と同じである。

第五九〇号 平成十二年三月七日受理

介護保険制度の緊急改善・拡充に関する請願

請願者 東京都板橋区小豆沢四ノ五ノ一八
嵐田千穂 外八百四十名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第一三号と同じである。

社会保険の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願

請願者 東京都世田谷区太子堂二ノ二二ノ九
矢部昭夫 外四千四百九十八

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一三号と同じである。

第五九二号 平成十二年三月七日受理

介護保険制度の緊急改善・拡充に関する請願

請願者 北海道釧路市南大通六ノ一ノ一八
五 大友泉 外八百三十六名

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第四五二号と同じである。

第五九三号 平成十二年三月七日受理

介護保険制度の緊急改善・拡充に関する請願

請願者 東京都大田区東森西一ノ二三ノ七
東川宏美 外八百三十六名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第四五二号と同じである。

第五九四号 平成十二年三月七日受理

介護保険制度の緊急改善・拡充に関する請願

請願者 東京都千葉市稲毛区作草部町一、二八九
石井晶子 外八百三十六名

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第四五二号と同じである。

第五九五号 平成十二年三月七日受理

介護保険制度の緊急改善・拡充に関する請願

請願者 滋賀県大津市土上関津町一、二二
○ 上野美佐子 外八百三十六名

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第四五二号と同じである。

一一一

紹介議員 植松顕成 外八百三十六名
この請願の趣旨は、第四五二号と同じである。

第五九七号 平成十二年三月七日受理
介護保険制度の緊急改善・拡充に関する請願
請願者 山梨県甲府市和田町二、九六八ノ一九 千野房子 外八百四十一名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第四五二号と同じである。

第五九八号 平成十二年三月七日受理
介護保険制度の緊急改善・拡充に関する請願
請願者 群馬県高崎市小八木町一、二九〇 紹介議員 小泉 親司君
この請願の趣旨は、第四五二号と同じである。

第五九八号 平成十二年三月七日受理
介護保険制度の緊急改善・拡充に関する請願
請願者 ノ五 遠藤功 外八百三十六名
紹介議員 小泉 親司君
この請願の趣旨は、第四五二号と同じである。

第六〇〇号 平成十二年三月七日受理
介護保険制度の緊急改善・拡充に関する請願
請願者 岩手県岩手郡滝沢村滝沢字妻の神 一四二ノ三三 松本つま子 外八百三十六名
紹介議員 須藤美也子君
この請願の趣旨は、第四五二号と同じである。

第六〇一号 平成十二年三月七日受理
介護保険制度の緊急改善・拡充に関する請願
請願者 日高恭介 外八百三十六名
紹介議員 畑野 君枝君
この請願の趣旨は、第四五二号と同じである。

第六〇二号 平成十二年三月七日受理
介護保険制度の緊急改善・拡充に関する請願
請願者 たみ 外八百三十六名
紹介議員 八田ひろ子君
この請願の趣旨は、第四五二号と同じである。

第六〇三号 平成十二年三月七日受理
介護保険制度の緊急改善・拡充に関する請願
請願者 長谷川直美 外八百三十六名
紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第四五二号と同じである。

第六〇四号 平成十二年三月七日受理
介護保険制度の緊急改善・拡充に関する請願
請願者 三重県松阪市朝田町三九四 野呂 たみ 外八百三十六名
紹介議員 三名 紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第四五二号と同じである。

第六〇五号 平成十二年三月七日受理
介護保険制度の緊急改善・拡充に関する請願
請願者 岐阜県郡上郡和良村方須六七五ノ二 池戸弥代伊 外四千七百六十
紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第四五二号と同じである。

第六〇六号 平成十二年三月七日受理
介護保険制度の緊急改善・拡充に関する請願
請願者 美 外八百三十六名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第四五二号と同じである。

第六〇七号 平成十二年三月七日受理
介護保険制度の緊急改善・拡充に関する請願
請願者 稲田大宮市東大宮五ノ五八ノ一六名 小林洋子 外八百三十
紹介議員 富権 練三君
この請願の趣旨は、第四五二号と同じである。

この請願の趣旨は、第四五二号と同じである。

第六〇二号 平成十二年三月七日受理
介護保険制度の緊急改善・拡充に関する請願
請願者 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第四五二号と同じである。

第六〇三号 平成十二年三月七日受理
介護保険制度の緊急改善・拡充に関する請願
請願者 長崎市現川町五三一 前田保子
この請願の趣旨は、第四五二号と同じである。

第六〇四号 平成十二年三月七日受理
介護保険制度の緊急改善・拡充に関する請願
請願者 大阪府堺市草部一九ノ二 松村祐 延 外八百三十六名
紹介議員 宮本 岳志君
この請願の趣旨は、第四五二号と同じである。

第六〇五号 平成十二年三月七日受理
介護保険制度の緊急改善・拡充に関する請願
請願者 奈良県生駒郡平群町椿台三ノ一〇 一二 赤松拓也 外八百三十六
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第四五二号と同じである。

第六〇六号 平成十二年三月七日受理
介護保険制度の緊急改善・拡充に関する請願
請願者 奈良県生駒郡平群町椿台三ノ一〇 一二 赤松拓也 外八百三十六
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第四五二号と同じである。

第六〇七号 平成十二年三月七日受理
介護保険制度の緊急改善・拡充に関する請願
請願者 神戸市須磨区須磨寺町四ノ五ノ一 二 美濃岡清三郎 外一万千八百
紹介議員 鴻池 祥慶君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第六一六号 平成十二年三月七日受理
社会保険による良い歯科医療の実現に関する請願
請願者 名古屋市昭和区長戸町三ノ四五ノ一 二 林不二男 外千六百六十五名
紹介議員 荒木 清寛君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第六一五号 平成十二年三月七日受理
保険による良い歯科医療の実現に関する請願
請願者 四 林不二男 外千六百六十五名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。

第六一四号 平成十二年三月七日受理
社会保険による良い歯科医療の実現に関する請願
請願者 四三 大和田宏 外二十九名
紹介議員 大渕 純子君
この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。

第六一八号 平成十二年三月七日受理
婦人保護事業にかかる社会福祉事業法改正に関する請願
請願者 四三 大和田宏 外二十九名
紹介議員 清水 澄子君
この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。

第六一九号 平成十二年三月七日受理
婦人保護事業にかかる社会福祉事業法改正に関する請願
請願者 福島県いわき市平音波字音波入一
紹介議員 大渕 純子君
この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。

第六二〇号 平成十二年三月七日受理
安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に関する請願
請願者 横浜市磯子区滝頭一ノ六ノ七五
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第四五二号と同じである。

請願者 千葉市花見川区花見川二ノ八ノ五 〇三 尾形信明 外三万五千三百五十六名	紹介議員 大瀬 絹子君 この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。
第六二〇号 平成十二年三月七日受理 安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に関する請願	第六二〇号 平成十二年三月七日受理 安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に関する請願
請願者 東京都武藏村山市大南四ノ二四ノ一〇 吉宮聰悟 外二万八千六百十九名	紹介議員 清上 貞君 この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。
第六二一号 平成十二年三月七日受理 安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に関する請願	第六二一号 平成十二年三月七日受理 安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に関する請願
請願者 東京都文京区本郷四ノ九ノ三ノ六九十五名	紹介議員 三重野栄子君 この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。
第六二二号 平成十二年三月七日受理 安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に関する請願	第六二二号 平成十二年三月七日受理 安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に関する請願
請願者 東京都新宿区若葉一ノ二二ノ五〇六井澤信章 外二万七千四百三十九名	紹介議員 山本 正和君 この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。
第六二七号 平成十二年三月八日受理 社会保障拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願	第六二七号 平成十二年三月八日受理 社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願
請願者 栃木県芳賀郡市貝町田野辺七四四 ノ一 高梨丈夫 外九百七十名	紹介議員 国井 正幸君 この請願の趣旨は、第一三号と同じである。
第六二九号 平成十二年三月八日受理 紹介議員 国井 正幸君	第六二九号 平成十二年三月八日受理 紹介議員 岡崎トミ子君 この請願の趣旨は、第一三号と同じである。
第六二八号 平成十二年三月八日受理 社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願	第六二八号 平成十二年三月八日受理 社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願
請願者 宮城県気仙沼市字常楽二九ノ三 小野寺琳 外五千三百五十二名	紹介議員 岡崎トミ子君 この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。
第六三三号 平成十二年三月八日受理 安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に関する請願	第六三三号 平成十二年三月八日受理 安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に関する請願
請願者 東京都葛飾区高砂六ノ五ノ三一ノ一〇二 山口洋子 外三万四百六十一名	紹介議員 柳田 稔君 この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。
第六三四号 平成十二年三月八日受理 紹介議員 小宮山洋子君 この請願の趣旨は、第三九号と同じである。	第六三四号 平成十二年三月八日受理 紹介議員 石本泰史 外千百三十九名 この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。
第六三五号 平成十二年三月八日受理 安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に関する請願	第六三五号 平成十二年三月八日受理 安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に関する請願
請願者 横浜市神奈川区羽沢町三四三ノ九二 山口孟男 外一万千七百八十六名	紹介議員 清水 登子君 この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。
第六三一号 平成十二年三月八日受理 安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に関する請願	第六三一号 平成十二年三月八日受理 安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に関する請願
請願者 東京都港区台場一ノ三ノ四ノ一、五〇八 岡本直美 外三万二百十五名	紹介議員 松崎 後久君 この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。
第六三二号 平成十二年三月八日受理 安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に関する請願	第六三二号 平成十二年三月八日受理 安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に関する請願
請願者 東京都江戸川区西小岩四ノ五ノ六一、〇〇四 松井保彦 外三万四千五百三十名	紹介議員 長谷川 清君 この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。
第六三六号 平成十二年三月八日受理 安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に関する請願	第六三六号 平成十二年三月八日受理 安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に関する請願
請願者 大阪府枚方市東中振一ノ二五ノ七野澤雄三 外三万四千四百七十二名	紹介議員 木俣 佳丈君 この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。
第六三七号 平成十二年三月八日受理 安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に関する請願	第六三七号 平成十二年三月八日受理 安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に関する請願
請願者 神奈川県横須賀市芦名一ノ五ノ七持丸博史 外三万三千四百名	紹介議員 笹野 貞子君 この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。
第六三八号 平成十二年三月八日受理 安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に関する請願	第六三八号 平成十二年三月八日受理 安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に関する請願

する請願 請願者 千葉県印西市大森四、四五〇ノ一
三五 芦生琢也 外三万七千二百

十六名

紹介議員 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第六三九号 平成十二年三月八日受理
安心できる年金改革、医療の患者負担増減回に関する請願

請願者 群馬県高崎市新田町四ノ二ノ一、
三〇四 案田陽治 外三万二千五百
百九十一名

紹介議員 佐藤 泰介君

この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第六四〇号 平成十二年三月八日受理
安心できる年金改革、医療の患者負担増減回に関する請願

請願者 千葉県佐倉市大崎台三ノ一七〇三
石川順一 外三万三千一百三十九
名

紹介議員 高嶋 良充君

この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第六四一号 平成十二年三月八日受理
安心できる年金改革、医療の患者負担増減回に関する請願

請願者 東京都渋谷区幡ヶ谷一ノ七ノ五
九〇四 秋元かおる 外二万八千
六百十六名

紹介議員 内藤 正光君

この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第六四二号 平成十二年三月八日受理
安心できる年金改革、医療の患者負担増減回に関する請願

請願者 群馬県高崎市赤坂町一〇七〇一三
山本亨靖 外三万九百八十二名

第六四三号 平成十二年三月八日受理
安心できる年金改革、医療の患者負担増減回に関する請願

請願者 愛知県豊田市青木町一ノ二八〇一
五 澤田芳彦 外三万六千二百一
十名

紹介議員 川橋 幸子君

この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第六四四号 平成十二年三月八日受理
安心できる年金改革、医療の患者負担増減回に関する請願

請願者 埼玉県川越市南通町一三ノ一二
笛森清 外一万七千四百六十二名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第六四五号 平成十二年三月八日受理
安心できる年金改革、医療の患者負担増減回に関する請願

請願者 東京都青梅市吹上二八五〇一五
向井庸夫 外三万七千二百十六名

紹介議員 朝日 俊弘君

この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第六四六号 平成十二年三月八日受理
安心できる年金改革、医療の患者負担増減回に関する請願

請願者 横浜市港南区丸山台三ノ四ノ一
二〇三 中川幸生 外三万七千二百一
百六十六名

紹介議員 直嶋 行君

この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第六四七号 平成十二年三月八日受理
安心できる年金改革、医療の患者負担増減回に関する請願

請願者 群馬県高崎市赤坂町一〇七〇一三
山本亨靖 外三万九百八十二名

第六四八号 平成十二年三月八日受理
安心できる年金改革、医療の患者負担増減回に関する請願

請願者 福島県会津若松市堤町六ノ一八
渡辺充 外三万四千百五十八名

紹介議員 勝木 健司君

この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第六四九号 平成十二年三月八日受理
安心できる年金改革、医療の患者負担増減回に関する請願

請願者 東京都港区南麻布四ノ一ノ三五
ノ七二二 丸山建藏 外三万二千
三百三十九名

紹介議員 峰崎 直樹君

この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第六五〇号 平成十二年三月八日受理
安心できる年金改革、医療の患者負担増減回に関する請願

請願者 群馬県前橋市小坂子町六一七ノ五
鈴木英幸 外三万七千八百二十六
名

紹介議員 江田 五月君

この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第六五一号 平成十二年三月八日受理
安心できる年金改革、医療の患者負担増減回に関する請願

請願者 群馬県伊勢崎市蓮根二ノ二〇ノ一五
ノ三〇一 池田芳江 外三万二
七十四名

紹介議員 八田ひろ子君

第六五二号 平成十二年三月八日受理
安心できる年金改革、医療の患者負担増減回に関する請願

請願者 福山 哲郎君
紹介議員 福山 哲郎君
この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第六五三号 平成十二年三月九日受理
安心できる年金改革、医療の患者負担増減回に関する請願

請願者 千葉県市川市国分三ノ一ノ二
乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充実に関する請願

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第四二〇号と同じである。

第六五四号 平成十二年三月九日受理
安心できる年金改革、医療の患者負担増減回に関する請願

請願者 愛知県丹羽郡扶桑町高雄下山三十三
八 曽我安子 外千八百七十九名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第四二〇号と同じである。

第六五五号 平成十二年三月九日受理
安心できる年金改革、医療の患者負担増減回に関する請願

請願者 千葉県市川市国分三ノ一ノ二
祝

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第六五六号 平成十二年三月九日受理
安心できる年金改革、医療の患者負担増減回に関する請願

請願者 愛知県丹羽郡扶桑町高雄下山三十三
八 曽我安子 外千八百七十九名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第四二〇号と同じである。

第六五七号 平成十二年三月九日受理
安心できる年金改革、医療の患者負担増減回に関する請願

請願者 千葉県市川市国分三ノ一ノ二
祝

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。

この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

この請願の趣旨は、第七一〇号と同じである。

請願者 秋田県大曲市栄町四ノ六 横井伸夫 外五百九十九名

第六八二号 平成十二年三月九日受理
乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充実に関する請願

請願者 福島市渡利字丸田七ノ一ノ一〇
今野徹司 外一万五千八百八十五名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。

第七〇六号 平成十二年三月九日受理
社会福祉の拡充等に関する請願

請願者 大阪市淀川区十八条一ノ二二ノ九
赤塚鈴子 外二万八千七十名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第七〇七号 平成十二年三月九日受理
社会福祉の拡充等に関する請願

請願者 東京都葛飾区白鳥二ノ三ノ六
原あい子 外二万八千七十名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第七〇八号 平成十二年三月九日受理
患者負担の再引上げ反対、安心してかかりやすい
医療に関する請願

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

第七〇九号 平成十二年三月九日受理
患者負担の再引上げ反対、安心してかかりやすい
医療に関する請願

請願者 群馬県藤岡市藤岡六二四ノ一 小暮順子 外一千三百四十一名

紹介議員 小池 晃君

第七一〇号 平成十二年三月九日受理
介護保険等の緊急な改善に関する請願

請願者 京都市左京区聖護院山王町一一ノ十五
名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。

第七一〇号 平成十二年三月九日受理
社会福祉の拡充等に関する請願

請願者 大阪市淀川区十八条一ノ二二ノ九
赤塚鈴子 外二万八千七十名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第七一〇号 平成十二年三月九日受理
社会福祉の拡充等に関する請願

請願者 大阪市淀川区十八条一ノ二二ノ九
赤塚鈴子 外二万八千七十名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第七一〇号 平成十二年三月九日受理
社会福祉の拡充等に関する請願

請願者 大阪市淀川区十八条一ノ二二ノ九
赤塚鈴子 外二万八千七十名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第七一〇号 平成十二年三月九日受理
社会福祉の拡充等に関する請願

請願者 大阪市淀川区十八条一ノ二二ノ九
赤塚鈴子 外二万八千七十名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第七一〇号 平成十二年三月九日受理
介護保険等の緊急な改善に関する請願

請願者 大阪府岸和田市上野町西一四ノ一 三 菊川勉 外四千六百六十五名

この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

第七一四号 平成十二年三月九日受理
介護保険制度の緊急改善・拡充に関する請願

請願者 兵庫県川西市火打二ノ一六ノ四
近藤慶子 外二千四百七十九名

紹介議員 阿部 幸代君

この請願の趣旨は、第四五二号と同じである。

第七一五号 平成十二年三月九日受理
乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充実に関する請願

請願者 広島県東広島市高屋高美が丘二ノ六
佐竹美恵子 外四千九百五十三名

紹介議員 阿部 幸代君

この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。

第七一六号 平成十二年三月九日受理
社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願

請願者 埼玉県児玉郡上里町大字堤六一〇
ノ一〇 伊藤哲郎 外四百四十一名

紹介議員 藤井 敏男君

この請願の趣旨は、第一三号と同じである。

第七一七号 平成十二年三月九日受理
社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願

請願者 埼玉県児玉郡神川町植竹六四〇ノ一
田村和子 外五百二十九名

紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第一三号と同じである。

第七一八号 平成十二年三月九日受理
介護保険等の緊急な改善に関する請願

請願者 大阪府岸和田市上野町西一四ノ一 三 菊川勉 外四千六百六十五名

紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第一三号と同じである。

第七二二号 平成十二年三月九日受理
婦人保護事業にかかる社会福祉事業法改正に関する請願

請願者 東京都江戸川区篠崎町七ノ二六ノ一
西山登紀子君

紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。

第七二三号 平成十二年三月九日受理
介護保険制度の緊急改善に関する請願

請願者 京都市伏見区醍醐古道町一一ノ七
山本誠四郎 外九百九十九名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第一二号と同じである。

第七二四号 平成十二年三月九日受理
社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願

請願者 京都市東山区大和大路通五条上ル
山崎町三六九ノ六 西村元宏 外三百三十八名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第一三号と同じである。

第七二五号 平成十二年三月九日受理
社会福祉の拡充等に関する請願

請願者 埼玉県大宮市天沼町一ノ六二二ノ二
二八 長嶋英雄 外九十四名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第七二六号 平成十二年三月九日受理
患者負担の再引上げ反対、安心してかかりやすい
医療に関する請願

請願者 東京都江戸川区篠崎町七ノ二六ノ一
西山登紀子君

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第七部 国民福祉委員会会議録第十二号 平成十二年三月二十一日 【参議院】

一二 横田久男 外二百五十四名
紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

第七二七号 平成十二年三月九日受理
年金改悪反対、安心して暮らせる老後保障に関する請願

請願者 横浜市港南区港南台七ノ四四ノ一
六 原田宗一 外三千三百九十五
名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第一八五号と同じである。

第七二八号 平成十二年三月九日受理
患者負担を元に戻し、安心してかかりやすい医療の充実に関する請願

請願者 東京都清瀬市松山一ノ七ノ四 星
義雄 外二十八名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第七二九号 平成十二年三月九日受理
国民健康保険制度の充実・発展に関する請願

請願者 東京都板橋区双葉町一八ノ一六
相馬幸一 外四十四名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第七三〇号 平成十二年三月九日受理
介護保険制度の緊急改善・拡充に関する請願

請願者 德島市北佐古一番町五ノ一二ノ四
〇六 三好敏夫 外千九百十三名

紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第四五二号と同じである。

第七三一号 平成十二年三月九日受理
乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充実に関する請願

請願者 大阪府守口市大枝西町六ノ一六

虎井登美夫 外二千五百八十三名
紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。

一二 横田久男 外二百五十四名
紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

虎井登美夫 外二千五百八十三名
紹介議員 西山登紀子君

第九号中正誤

ペジ 段 行 誤 正

一一一から
引き下げる

引き上げ

平成十二年四月六日印刷

平成十二年四月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局